第142期
定時株主総会
招集ご通知

THE HACHIJUNI BANK, LTD.

日時

2025年6月20日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

長野市大字中御所字岡田178番地8
当行本店3階
大会議室

決議事項

【会社提案】
第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　取締役7名選任の件
【株主提案】
第3号議案　定款一部変更（株主が運営するファンドへの投資の開示）の件
第4号議案　定款一部変更（政策保有株式の目的の検証と結果及び純投資目的変更に関する開示）の件
第5号議案　定款一部変更（取締役報酬の個別開示）の件
第6号議案　剰余金の処分の件
第7号議案　自己株式の取得の件

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
ご理解くださいますようお願い申しあげます。

株式会社 八十二銀行

証券コード：8359

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

当行は設立以来「健全経営を堅持し、もって地域社会の発展に寄与する」の経営理念の実践に努め、今日の経営基盤を築いてまいりました。

そして2026年１月には長野銀行との合併を予定し、新たに「八十二長野銀行」としてスタートいたします。

地方銀行を取り巻く経営環境は益々厳しさを増していますが、役職員一人ひとりが地域のリーディングバンクであることを意識し、行動して結果を出すことにより、地域に欠くことのできない、そしてより一層お客さまに支持される企業グループを目指してまいります。

さて、第142期定時株主総会は「八十二銀行」として最後の株主総会となります。今回お届けする招集ご通知の2024年度の業績は、過去最高益を達成し、また年間配当も過去最高の42円を上程させていただき、４年連続で増配とすることができました。これもひとえに株主各位のご支援とご理解の賜と思っております。

今後とも地域社会の発展に貢献することで企業価値の向上を図り、株主の皆さまのご期待にお応えできるよう、たゆまぬ努力を重ねてまいりますので、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2025年５月

取締役頭取　**松下 正樹**

2024年度決算概要

コア業務純益	**467**億円 (前年比＋71億円)
当期純利益	**459**億円 (前年比＋188億円)
(連結) 親会社株主に帰属する当期純利益	**479**億円 (前年比＋109億円)

株主還元の実績

(単位：億円)

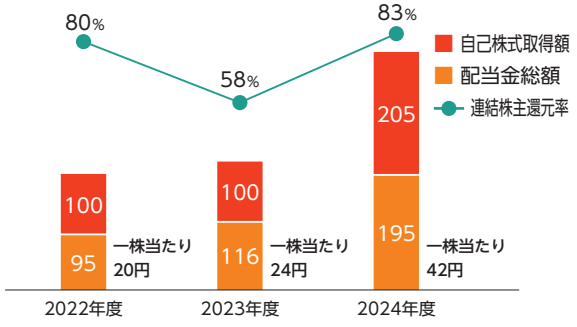

証券コード　8359
2025年5月30日
（電子提供措置の開始日　2025年5月29日）

株 主 各 位

長野市大字中御所字岡田178番地８
株式会社 八十二銀行
取締役頭取 松 下 正 樹

第142期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当行第142期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。
　本株主総会の株主総会参考書類等は電子提供措置※１をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第142期定時株主総会招集ご通知」および「その他の電子提供措置事項」※２として掲載しております。なお、本株主総会参考書類等につきましては、株主様からの書面交付請求の有無に関わらず、一律に書面をご送付しております。

※１．電子提供措置とは、これまでの書面での送付にかえて、株主総会資料が掲載されたウェブサイトのアドレス等を記載した通知を株主様に送付し、株主様ご自身でウェブサイトへアクセスし、株主総会資料をご確認いただく制度です。
※２．「その他の電子提供措置事項」については4頁に詳細を掲載しております。

当行ウェブサイト　https://www.82bank.co.jp/ir/kabushiki/soukai.html

　また、上記のほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスのうえ、「銘柄名(会社名)」に「八十二銀行」または証券「コード」に「8359」(半角)を入力･検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認いただけます。

東証ウェブサイト　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

**　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。**
**　なお、当日ご出席いただけない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2025年６月19日（木曜日）午後５時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. 日　　時　**2025年６月20日（金曜日）午前10時　（受付開始 午前９時）**

2. 場　　所　長野市大字中御所字岡田178番地８
当行本店３階　大会議室

3. 目的事項

報告事項

（1）第142期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
（2）第142期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

【会社提案】

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役７名選任の件

【株主提案】

第３号議案　定款一部変更(株主が運営するファンドへの投資の開示)の件
第４号議案　定款一部変更(政策保有株式の目的の検証と結果及び純投資目的変更に関する開示)の件
第５号議案　定款一部変更(取締役報酬の個別開示)の件
第６号議案　剰余金の処分の件
第７号議案　自己株式の取得の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 重複行使の取扱い

議決権行使書とインターネットにより重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、インターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

(2) 代理人による議決権行使

当行の議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理人ご本人の議決権行使書および代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(3) 議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以　上

● 「その他の電子提供措置事項」について

「その他の電子提供措置事項」は次の事項となります。なお法令および当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページおよび東証ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①事業報告の「新株予約権等に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保する体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「その他」

②計算書類

③連結計算書類

④監査報告書

監査役が監査した事業報告、計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の事業報告のほか、上記①から③までの事項となります。

会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類は、上記②および③の事項となります。

● 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

事前行使のご案内

議決権の行使につきましては、株主総会にて実施いただく他に、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

書面による議決権行使

行使期限

2025年6月19日（木曜日）午後5時到着分

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。
なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

インターネットによる議決権行使

行使期限

2025年6月19日（木曜日）午後5時

インターネットによって議決権を行使される場合は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

議決権行使ウェブサイト ▶ https://evote.tr.mufg.jp/

パソコン、スマートフォンから上記アドレスにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。（ただし、毎日午前２時30分から４時30分まで取り扱いを休止します。）
インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問合せください。
議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のインターネット接続料・通信料等の費用は株主様のご負担になります。

スマートフォンによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

ご利用方法に関するお問合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120－173－027（通話料無料）受付時間 9：00～21：00（土曜、日曜、祝日も受付）

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社 ICJ が運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

本総会では、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（株主様１名からご提案された議案）の決議を行います。

書面による議決権行使について

行使期限

2025年６月19日（木曜日）午後５時到着分まで

同封の「議決権行使書用紙」に
各議案の賛否をご記入のうえ、ご返送ください。

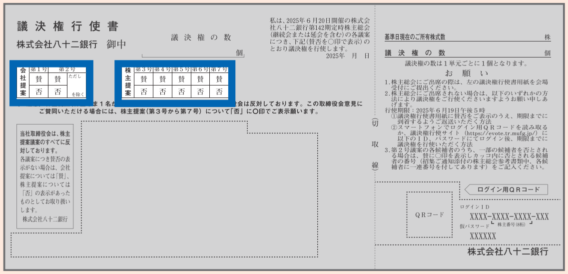
議決権行使書
株式会社八十二銀行　御中

議決権の数　　個

私は、2025年６月20日開催の株式会社八十二銀行第142期定時株主総会（継続会または延会を含む）の各議案につき、下記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。
2025年　月　日

会社提案	第１号	第２号
	賛	賛（ただし　を除く）
	否	否

株主提案	第３号	第４号	第５号	第６号	第７号
	賛	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否	否

…ま１名か…会は反対しております。この取締役会意見にご賛同いただける場合には、株主提案（第３号から第７号）について「否」に○印でご表示願います。

当社取締役会は、株主提案議案のすべてに反対しております。
各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いします。
株式会社八十二銀行

（切取線）

基準日現在のご所有株式数　株
議決権の数　個
議決権の数は１単元ごとに１個となります。

お願い
1.株主総会にご出席の際は、左の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
2.株主総会にご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。
行使期限：2025年６月19日午後５時
①議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、期限までに到着するようご返送いただく方法
②スマートフォンでログイン用ＱＲコードを読み取るか、議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）に以下のＩＤ、パスワードにてログイン後、期限までに議決権を行使いただく方法
3.第２号議案の各候補者のうち、一部の候補者を否とされる場合は、賛に○印を表示しカッコ内に否とされる候補者の番号（招集ご通知添付の株主総会参考書類中、各候補者に一連番号を付してあります）をご記入ください。

ログイン用ＱＲコード
ＱＲコード
ログインＩＤ
XXXX-XXXX-XXXX-XXX
株主番号(8桁)
仮パスワード
XXXXXX
株式会社八十二銀行

議決権行使書記載例

会社提案・取締役会の意見に ご賛同いただける場合

会社提案	議　案	第1号	第2号
	原案に対し	賛	賛（ただし　を除く）
		否	否

株主提案	議　案	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号
	原案に対し	賛	賛	賛	賛	賛
		否	否	否	否	否

取締役会はこちらの立場です。

ご賛同いただける場合、株主提案議案は
「賛」ではなく
「否」になりますので
ご注意ください。

会社提案・取締役会の意見に 反対される場合

会社提案	議　案	第1号	第2号
	原案に対し	賛	賛（ただし　を除く）
		否	否

株主提案	議　案	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号
	原案に対し	賛	賛	賛	賛	賛
		否	否	否	否	否

第３号議案から第７号議案までは株主様１名からのご提案です。
取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。詳細は、**16頁以降**をご参照ください。

※各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

当行の配当方針は、１株当たりの配当の下限を5円とし、安定配当と自己株式取得による積極的な株主還元を実施することを基本方針としております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、１株につき29円といたしたいと存じます。なお、中間配当金13円と合わせた年間配当金は、42円であります。

１．配当財産の種類
　金銭

２．株主に対する配当財産の割当に関する事項および総額
　当行普通株式　　１株につき29円
　配当総額　　13,386,428,797円

３．剰余金の配当が効力を生じる日
　2025年６月23日

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役のうち、松下正樹、浅井隆彦、樋代章平、中村誠、西澤仁志、濱野京、神澤鋭二の７名は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了いたします。これに伴い取締役７名の選任をお願いするもので、候補者は次のとおりであります。

（参考）候補者一覧

候補者番号		氏名		現在の地位	出席回数／取締役会
1	再任	松下正樹（まつした まさき）		取締役頭取 頭取執行役員	14回／14回 （100%）
2	再任	樋代章平（ひだい しょうへい）		取締役副頭取 副頭取執行役員	14回／14回 （100%）
3	再任	中村誠（なかむら まこと）		取締役 常務執行役員	14回／14回 （100%）
4	再任	西澤仁志（にしざわ ひとし）		取締役	14回／14回 （100%）
5	再任	濱野京（はまの みやこ）	社外役員 独立役員	取締役	14回／14回 （100%）
6	再任	神澤鋭二（かんざわ えいじ）	社外役員 独立役員	取締役	14回／14回 （100%）
7	新任	小野田麻衣子（おのだ まいこ）	社外役員 独立役員	－	－

1

松下 正樹（まつした まさき）

1959年12月22日生　(満65歳)　男性

再任

取締役会出席状況　14回／14回（100%）

候補者の有する当行の株式数　85,349株

略歴、当行における地位および担当、重要な兼職の状況

1982年 4 月	当行入行
2004年 2 月	当行長野南支店長、引続き坂城支店長、企画部長
2011年 6 月	当行執行役員諏訪エリア諏訪支店長
2013年 6 月	当行常務執行役員東京営業部長
2014年 6 月	当行常務執行役員本店営業部長
2015年 6 月	当行常務取締役松本営業部長
2017年 6 月	当行取締役副頭取 企画部、金融市場部、秘書室 担当
2018年 6 月	当行取締役副頭取 リスク統括部、人事部、秘書室 担当
2020年 6 月	当行取締役副頭取 企画部、リスク統括部、秘書室 担当
2021年 6 月	当行取締役頭取 デジタルトランスフォーメーション部、秘書室、東京事務所 担当
2022年 6 月	当行取締役頭取 頭取執行役員 東京事務所 担当
2023年 6 月	当行取締役頭取 頭取執行役員 秘書室、東京事務所 担当 現在に至る

候補者とした理由

企画部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2015年６月から取締役を、2017年から副頭取を、2021年からは頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした豊富な経験や高い見識を活かすことにより、引続き当行の経営に貢献ができる人物と判断し、取締役候補者といたしました。

2

樋代 章平（ひだい しょうへい）

1964年6月7日生　(満61歳)　男性

再任

取締役会出席状況　14回／14回（100%）

候補者の有する当行の株式数　26,903株

略歴、当行における地位および担当、重要な兼職の状況

1988年 4 月	当行入行
2010年 3 月	当行リスク統括部副部長、引続き東京事務所長、南松本エリア南松本支店長、企画部長
2018年 6 月	当行執行役員企画部長
2019年 6 月	当行常務執行役員本店営業部長
2021年 6 月	当行常務取締役 営業企画部、営業渉外部、国際部、システム部 担当
2022年 6 月	当行専務取締役 専務執行役員 企画部、デジタルトランスフォーメーション部、システム部 担当
2023年 6 月	当行取締役副頭取　副頭取執行役員 リスク統括部、人事部、総務部担当
2024年 6 月	当行取締役副頭取　副頭取執行役員 リスク統括部、人事部　担当 現在に至る

候補者とした理由

リスク管理部門や企画部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2021年６月から取締役を、2022年からは専務を、2023年からは副頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした豊富な経験や高い見識を活かすことにより、引続き当行の経営に貢献ができる人物と判断し、取締役候補者といたしました。

3

なか　むら　　まこと
中　村　　誠　1967年5月30日生　(満58歳)　男性　　再任

取締役会出席状況　14回／14回（100%）　　**候補者の有する当行の株式数**　27,396株

略歴、当行における地位および担当、重要な兼職の状況

1990年 4 月	当行入行
2007年 6 月	当行企画部副部長、引続き香港支店長、上田東支店長、大町支店長、金融市場部長
2019年 6 月	当行執行役員金融市場部長
2020年 6 月	当行執行役員業務統括部長
2021年 6 月	当行常務執行役員本店営業部長
2023年 6 月	当行取締役常務執行役員 企画部、デジタルトランスフォーメーション部、金融市場部、システム部　担当
2024年 6 月	当行取締役常務執行役員 企画部、金融市場部、システム部担当 現在に至る

候補者とした理由

企画部門や金融市場部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2023年６月からは取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした豊富な経験や見識を活かすことにより、引続き当行の経営に貢献ができる人物と判断し、取締役候補者といたしました。

4

にし　ざわ　ひと　し
西　澤　仁　志　1963年3月26日生　(満62歳)　男性　　再任

取締役会出席状況　14回／14回（100%）　　**候補者の有する当行の株式数**　24,250株

略歴、当行における地位および担当、重要な兼職の状況

1985年 4 月	株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
2013年 7 月	株式会社みずほ銀行業務監査部次長
2014年 4 月	株式会社長野銀行証券国際部副部長
2015年 6 月	同行取締役証券国際部長
2016年 7 月	同行常務取締役証券国際部長
2017年 6 月	同行常務取締役
2019年 6 月	同行取締役頭取および代表取締役(現任)
2023年 6 月	当行取締役 現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社長野銀行　取締役頭取および代表取締役

候補者とした理由

株式会社みずほ銀行において幅広い分野に亘る業務経験を積み、2019年６月からは株式会社長野銀行取締役頭取として、同行の経営管理全般に亘り卓越したリーダーシップを発揮しております。また、2023年からは当行取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした豊富な経験や見識を活かすことにより、引続き当行の経営に貢献ができる人物と判断し、取締役候補者といたしました。

5

濱野　京（はまの　みやこ）

1955年４月17日生　（満70歳）　女性

社外役員　独立役員

再任

取締役会出席状況　14回／14回（100%）

候補者の有する当行の株式数　7,801株

略歴、当行における地位および担当、重要な兼職の状況

1979年４月	独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）入構
2013年７月	同機構理事（海外市場開拓、ミラノ万博日本館等担当役員）
2015年10月	同機構参与
2016年４月	同機構評議員（現任）
2016年４月	内閣府知的財産戦略推進事務局政策参与（クールジャパン戦略担当）（2019年9月退任） 国立大学法人信州大学理事（現任）
2020年６月	株式会社グローセル社外取締役（2024年６月退任）
2021年６月	当行取締役 現在に至る

候補者とした理由及び期待される役割

ジェトロでは初の女性理事を務め、長年企業の海外市場開拓支援や地域創生に従事されており、豊富な経験と幅広い知見を有しております。社外取締役としての職務も適切に遂行しており、引続き当行の経営に貢献ができる人物と判断し、社外取締役候補者といたしました。選任後は特にグローバル分野における専門的な観点から当行の業務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待しております。また、選任・報酬委員会の委員として当行の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し独立した立場から関与いただく予定であります。

6

神澤鋭二（かんざわ　えいじ）

1956年７月13日生　（満68歳）　男性

社外役員　独立役員

再任

取締役会出席状況　14回／14回（100%）

候補者の有する当行の株式数　8,834株

略歴、当行における地位および担当、重要な兼職の状況

1980年４月	株式会社八十二銀行入行
1986年１月	同行退社
1986年３月	キッセイコムテック株式会社入社
1988年５月	同社取締役
1990年５月	同社常務取締役
1992年５月	同社代表取締役常務
1994年５月	同社代表取締役社長
2018年５月	一般社団法人長野県情報サービス振興協会会長（現任）
2018年６月	公益財団法人長野県テクノ財団理事長（2022年3月退任）
2021年６月	当行取締役
2022年６月	キッセイコムテック株式会社代表取締役会長　最高経営責任者（CEO）（現任） 現在に至る

重要な兼職の状況

キッセイコムテック株式会社　代表取締役会長　最高経営責任者（CEO）

候補者とした理由及び期待される役割

キッセイコムテック株式会社代表取締役としての業務を執行されており、デジタル化推進に関する豊富な知見を有しております。社外取締役としての職務も適切に遂行しており、引続き当行の経営に貢献ができる人物と判断し、社外取締役候補者といたしました。選任後は、特にDX分野における専門的な観点から当行の業務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待しております。また、選任・報酬委員会の委員として当行の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し独立した立場から関与いただく予定であります。

7

小野田麻衣子（おのだまいこ）

1964年8月18日生　(満60歳)　女性

社外役員　独立役員

新任

取締役会出席状況　―

候補者の有する当行の株式数　－株

略歴、当行における地位および担当、重要な兼職の状況

1983年 2 月	芸能活動開始
2017年 6 月	株式会社ライトスタッフ代表取締役(現任)
2019年 1 月	株式会社エクサウィザーズフェロー(現任)
2021年10月	株式会社マイカンパニー代表取締役(現任)
2021年12月	株式会社タスキ社外取締役(2024年３月退任)
2022年 5 月	株式会社リソー教育社外取締役(現任)
2024年 4 月	株式会社タスキホールディングス社外取締役（現任）
2025年 4 月	東京大学大学院理学系研究科研究生 情報経営イノベーション専門職大学教授 洗足学園音楽大学客員教授 現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社ライトスタッフ　代表取締役　、株式会社マイカンパニー　代表取締役

候補者とした理由及び期待される役割

芸能界での豊富な経験と、研究者として予防医学やロボット工学の専門的な知見を併せ持ち、特に高齢者の健康維持に貢献するロボット「ロコピョン」の開発で社会的意義が高く評価されています。また、会社経営者としての経験と高度な見識も有しており、多様な視点で意見をいただけると判断し、社外取締役候補者といたしました。選任後は、特にテクノロジーやダイバーシティの観点から当行の業務執行に対する監督・助言をいただくことを期待しております。また、選任・報酬委員会の委員として当行の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し独立した立場から関与いただく予定であります。

（注）1. 中村誠氏は2025年6月17日に株式会社長野銀行の取締役に就任する予定です。
2. 濱野京氏とは一般預金者としての通常の取引があります。また、同氏の出身元である独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）とは預金等の通常の取引がありますが、これらの取引は、当行の預金に占める取引の規模、性質等に照らし、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当行が定める独立性の判断基準（14ページ）を満たしていることから、株主、投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えます。
3. 神澤鋭二氏は1980年4月から1986年1月まで当行に在籍しておりました。
4. 神澤鋭二氏とは一般預金者としての通常の取引があります。また、当行は同氏が代表取締役を務めるキッセイコムテック株式会社と預金・貸出金等の通常の取引があるほか、同氏が会長を務める一般社団法人長野県情報サービス振興協会と預金等の通常の取引があります。以上の取引は当行の預金に占める取引の規模、性質等に照らし、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当行が定める独立性の判断基準（14ページ）を満たしていることから、株主、投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えます。
5. 上記2から4のほか、各取締役候補者と当行の間にいずれも特別の利害関係はありません。
6. 当行は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2025年12月25日に更新予定となっております。本議案でお諮りする取締役の各氏のうち再任予定の候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引続き被保険者となります。また、小野田麻衣子氏については、選任後被保険者となります。
【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】
① 被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
② 填補の対象となる保険事故の概要
特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および訴訟費用等について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。
③ 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置
保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。
7. 濱野京氏、神澤鋭二氏および小野田麻衣子氏は社外取締役候補者であります。なお、当行は３名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
8. 濱野京氏および神澤鋭二氏は、2021年６月より当行社外取締役を務めており、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって４年となります。
9. 当行は、現行定款第29条に基づき、濱野京氏および神澤鋭二氏との間に、会社法第423条第１項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。各氏が再任された場合、現契約を継続する予定であります。また、小野田麻衣子氏が社外取締役に選任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
10. 会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特筆すべき事項はありません。
11. 各取締役候補者の年齢は、本定時株主総会開催時の満年齢であります。

（ご参考）社外役員の選任および独立性の判断基準

■ 社外取締役および社外監査役の選任基準

社外取締役候補者または社外監査役候補者の選任に当たっては、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提としつつ、以下の「社外役員の独立性判断基準」により判断しております。

■ 社外役員の独立性判断基準

当行における社外取締役候補者または社外監査役候補者は、原則として、現在または最近において以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

⑴ 当行を主要な取引先とする者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
⑵ 当行の主要な取引先、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
⑶ 当行から役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等。
⑷ 当行を主要な取引先とするコンサルティング事務所、会計事務所および法律事務所等の社員等。
⑸ 当行から、多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
⑹ 当行の主要株主、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
⑺ 次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者。
・上記(1)～(6)に該当する者。
・当行およびその子会社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人等。

●「最近」の定義	実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。
●「主要な取引先」の定義	直近事業年度の連結売上高（当行の場合は連結業務粗利益）の1％超を基準に判定する。なお、IFRS適用企業を対象とする場合は、収益（売上収益）の１％超を基準に判定する。
●「法人等」の定義	法人以外の団体を含む。
●「多額」の定義	過去3年平均で、年間1,000万円超。ただし、公益を目的とする事業を行う法人（「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づいて設立される法人に限る）に対する寄付の場合を除く。
●「近親者」の定義	二親等以内の親族。
●「重要でない者」の定義	会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士などを「重要な者」とし、そうでない者を「重要でない者」とする。

（ご参考）取締役・監査役のスキルマトリックス

当行は、取締役会がその役割・責務を実効的に果たすためには、取締役会を構成するメンバーとして当行の業務やその課題に精通する行内の人材が一定数必要であることに加え、取締役会を構成するメンバーの知識・経験・能力の多様性を確保することも重要であると考えております。

このような観点から、当行は、多様な知見やバックグラウンドを有する人材を、取締役・監査役として選任することを基本方針としております。

取締役・監査役（新任候補者を含む）のスキルマトリックスは以下のとおりです。

（注）1．下記マトリックスは、各氏の有するすべての知見・経験を表すものではなく、各氏の経験等を踏まえて特に専門性を発揮することが期待される分野を１人あたり３つずつ記載しております。
2．各取締役・監査役の地位は本株主総会終了後に就任予定の地位を記載しております。

氏名	地位	性別	特に専門性を発揮することが期待される分野							
			企業経営 組織運営	グローバル	金融 マーケット	営業戦略 企業支援	法務 リスク管理	DX・IT テクノロジー	人事 ダイバーシティ	地域社会 環境
松下　正樹	取締役頭取	男性	●			●	●			
樋代　章平	取締役副頭取	男性				●	●	●		
中村　誠	取締役	男性		●	●	●				
西澤　仁志	取締役	男性	●		●			●		
田下　佳代	社外取締役	女性	●				●		●	
濱野　京	社外取締役	女性	●	●					●	
神澤　鋭二	社外取締役	男性	●					●		●
金井　孝行	社外取締役	男性	●	●	●					
小野田麻衣子	社外取締役 (候補者)	女性						●	●	●
峰村　千秀	常勤監査役	男性		●		●	●			
笠原　昭寛	常勤監査役	男性				●	●		●	
山沢　清人	社外監査役	男性	●					●		●
田中　隆之	社外監査役	男性		●	●					●
堀　浩	社外監査役	男性	●		●	●				

各分野で求められる主な知識や経験

企業経営 組織運営	・企業等の経営･組織運営 ・全社的かつ中長期的な視点での経営戦略立案	法務 リスク管理	・法制度･各種規制に関する専門的知見 ・企業活動全般に関するリスクマネジメント
グローバル	・海外事業所や国際金融･貿易に関する事業部門のマネジメント ・グローバルな視点での戦略立案	DX･IT テクノロジー	・ＩＴやデジタルトランスフォーメーション、科学技術に関する専門的知見 ・システムの企画･運用･管理
金融 マーケット	・金融市場全般に関する知見、有価証券運用等 ・金融業界･金融行政全般の動向	人事 ダイバーシティ	・人事管理、人材育成、報酬･給与、福利厚生等、人事全般 ・ダイバーシティ＆インクルージョンの推進
営業戦略 企業支援	・営業企画、マーケティング、新規事業開発 ・企業審査、ビジネスマッチング、事業再生支援、事業承継･M＆A	地域社会 環境	・地域社会の歴史･文化･経済等に関する知見 ・環境問題や環境経営への取組み

以　上

＜株主提案（第3号議案から第7号議案まで）＞
第3号議案から第7号議案までは、株主様1名（LIM Japan Event Master Fund様、議決権の数300個）（以下、「本提案株主」といいます。）からのご提案によるものであります。
以下の提案内容及び提案理由は、本提案株主から提出された株主提案書の該当箇所を原文のまま掲載しております。

第3号議案　定款一部変更（株主が運営するファンドへの投資の開示）の件

（1）議案の要領
当社の定款に以下の章及び条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案(会社提案にかかる議案を含む。)の可決により、本議案として記載した章及び条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
(新設)	第7章 株主が運営するファンドへの投資 (株主が運営するファンドへの投資の開示) 第 46 条　当銀行が、当銀行の株主が運営するファンドに対して投資を行った場合は、当銀行が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書で当該株主の名称、当該ファンドの名称及び投資金額を開示する。

（2）提案の理由
当社の金融市場部証券投資グループは、2024 年7月、2024 年 6月 21 日開催の当社第141 期定時株主総会において株主提案を行った提案株主に「関心を持っている」旨を、提案株主の運用を受託している LIM Advisors Limited に対して、証券会社経由で連絡した。これに対して、提案株主のファンド顧客の利益を守る義務のある LIM Advisors Limited としては、利益相反となり得る当社からの投資を受け入れることはできないため、投資受け入れを前提とした資料提供とコミュニケーションを断った。
金融機関である当社であれば、利益相反の問題に配慮するのは当然である。上記の経緯に照らせば、当社による提案株主への投資は、提案株主による当社の株主としての権利行使に関して、当社経営陣の意向を汲んだ行動を求めるものとも解し得るものであり、株主に対する利益供与

(会社法 120 条 1項)に該当するとの疑念を招きかねない。
仮に、当社経営陣が自らの保身のために提案株主への投資という方策を検討している、又は、当社株主として権利行使した提案株主に対する情報収集を目的として投資することを装っているのであれば、上場会社の経営陣として、当社株主に対する受託者責任に反し、「上場会社の取締役·監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべき」とするコーポレートガバナンス·コードの原則4-5 の趣旨を理解していないと指摘せざるを得ない。
上場企業ひいては金融市場に身を置くプロフェッショナルとして、上記の問題点とリスクは、自明の論点である。1995 年創業の LIM Advisors Limited は、これまで数百社の日本企業に投資してきたが、株主としてエンゲージメントした上場企業からファンドへの投資、さらには、投資を前提とした資料請求やコミュニケーションをもちかけられたことは皆無である。
当社金融市場部証券投資グループによる申し入れは、当社のコーポレートガバナンス上の問題だけでなく、コンプライアンス意識の低さも露呈したと考えざるを得ない。同グループが当社運用部門の屋台骨を担っていることから鑑みても、当社の企業価値毀損リスクとなる。
LIM Advisors Limited は当社に質問状を送ったが、当社は、①誰の発案で当社株主ファンド照会の申し入れが決まったのか、②コーポレート部門は関与しているのか、③コンプライアンス部門のチェックを受けた上での行為だったのか、④金融市場部証券投資グループの RESTRICTED LIST (投資禁止リスト) に提案株主のファンドは入っていなかったのか、⑤そもそも、同グループに RESTRICTED LIST は存在するのか、⑥当社の株主となった提案株主との利益相反を避けるべく、RESTRICTED LIST の有無を含めて、当社はどのような社内制度を以て同グループを監督しているのか--のいずれも明らかにしなかった。
当社経営陣は、株主との利益相反に無頓着であると言わざるを得ない。したがって、当社の株主が運営するファンドへの投資の開示を求めることによって、当社が瀕する可能性のある利益相反とコンプライアンスのリスクを軽減することが提案の趣旨である。

当行取締役会の意見

反対　当行取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

当行の純投資部門である金融市場部証券投資グループは、ヘッジファンドマネジャー発掘業務の中で証券会社から複数のヘッジファンドの紹介を受けております。その中で2024年7月、LIM Advisors Limitedが運用を受託しているファンド（以下、「当該ファンド」といいます）を含む複数のファンドの紹介を受け、あくまで検討の前段階として、同証券会社に対して紹介を受けた各ファンドの概要資料の取得を依頼したことから、LIM Advisors Limitedに対しても同証券会社経由で照会が行われることとなりました。仮にその後の検討段階に進んだ場合には、当行内の確認手続に従い、当該ファンドに関する検討は当然に中止されたと考えます。

したがいまして、証券会社を通じた照会当時、当行として投資以外の目的で当該ファンドに対する情報収集を行う意図がなかったことはもちろん、投資を具体的に検討する段階にもなく、当然、提案株主に対する利益供与を意図して照会したものではありませんでした。

なお、当行は、2024年10月、LIM Advisors Limitedから提案の理由に記載されている質問状を受領し、同月中に上記と同趣旨の回答を行いましたが、その後、同社からの再度の照会はありませんでした。

上記のとおり、当行に違法行為はなく、またそのおそれもなかったことは明らかでしたが、当行は顧問弁護士にも相談し同様の意見を得ております。また、コンプライアンス上の無用の疑義を生じることがないよう、十分な体制を構築していることからも、本議案の内容にあるコーポレートガバナンスに関する報告書における開示をする必要はなく、本議案の内容を定款に定める必要はないと考えております。

以上の理由により、当行取締役会は本議案に反対いたします。

第4号議案 定款一部変更（政策保有株式の目的の検証と結果及び純投資目的変更に関する開示）の件

（1）議案の要領

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案(会社提案にかかる議案を含む。)の可決により、本議案として記載した章及び条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
(新設)	第8章 政策保有株式 (政策保有株式の目的の検証と結果の開示) 第 47 条　当銀行は、取締役会で、当銀行が保有する個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証する。 2. 当銀行は、取引関係の維持･強化等の政策保有株式の保有目的が政策保有株式の保有によって実際に果たされているかを検証するため、少なくとも年1回以上、保有する政策保有株式の発行会社に対して、当銀行が政策保有株式を売却すると、政策保有株式の保有目的が果たされなくなるか否か及びその理由の聴取を行う。 3. 当銀行は、第1項に基づく取締役会での検証結果(当銀行が、保有する政策保有株式の発行会社毎に当該発行会社から得られる便益やリスクが資本コスト等を考慮した指標に見合っているかという観点で保有の合理性を検証した場合における、当該指標の具体的な数値及びその算出過程を含むが、これに限らない。)及び第2項に基づく発行会社への聴取に対する回答の内容を、発行会社毎に、当銀行が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書で開示する。 4. 当銀行は、政策保有株式の保有目的を純投資目的に変更した場合、目指すリターンの基準とする資本コストの具体的な数値及びその算出過程を銘柄毎に当銀行が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書で開示する。

（2）提案の理由

当社の株価純資産倍率（PBR)は2006年以来の1倍割れが続いており、直近で0.4倍程度に過ぎない。事業のリスク･リターンに見合わない過剰資本に直結している、政策保有株式の肥大を看過した経営判断が、当社株式に対する市場の低い評価につながったと言わざるを得ない。当社は市場性のある証券を取り扱う金融機関であり、政策保有株式の含み益を自己資本に算入する国際統一基準行であるが、政策保有株式の削減方針に関しては、「2030年3月までに純資産対比20%未満」というスピード感に欠ける時間軸の目標を掲げている。当社が保有する政策保有株式に関しては、2024年11月の第54回インフォメーションミーティングの開示資料43頁の「ROE改善に向けた取組み~政策保有に関する方針と縮減方法~」において、「基準日時点で保有している全銘柄については、銘柄毎に投資先から得られる便益やリスクが資本コスト等を考慮した指標に見合っているかという観点で保有の合理性を検証しています」「取締役会は、保有の合理性について毎年個別銘柄毎にこれを検証し、適切な方法で検証の内容を開示します」とあるが、個別銘柄ごとに開示されるのか、どのように具体的な「指標」が開示されるのか、どのような開示手法なのか、が不明である。

実際のところ、第141期（2023年4月1日~2024年3月31日)有価証券報告書によれば、当社は2024年3月末時点で約6386億円もの上場株式の政策保有株式を保有し、これは当社株の直近時価総額の約150%にも達する異常値である。このまま時価総額に対して不釣り合いに大きい政策保有株式を放置したままでは、株主資本コストに株主資本利益率(ROE)が劣後する非効率的な資本配分を是正できない。

景気変動と政策保有株式の含み益は正の相関があるという「プロシクリカリティ」の観点から、政策保有株式は「質の悪い」自己資本と言わざるを得ない。リスクやボラティリティが他の運用対象に比べて高い金融資産であるにもかかわらず、当社はプロの機関投資家のように政策保有株式のフェア･バリュー(真正価値)を算定しているわけではない。大手の損害保険会社による企業向け保険の価格調整問題で明らかになったように、政策保有株式の持ち合いを通じた企業とのもたれ合いは、不正行為の温床となる可能性もある。政策保有株式の保有割合など融資契約の条件以外の要素が、顧客獲得競争に影響を与えるリスクをも内包している。

2023年9月の日本経済新聞電子版に掲載された「八十二銀行の松下頭取、投資家の政策株縮減要求に異論」なるインタビュー記事において、「含み益は長年にわたって企業を育ててきた証しだ」と松下正樹頭取は説明するが、当社が保有する政策保有株式の時価で最高額となっている信越化学工業株式会社と当社はほとんど取引関係にない。同記事では、「一度に売ってしまったら(さらなる)値上がり益をとるチャンスを逸する。思い切った施策を打つには自己資本の厚みがあることが大事だ。(手放す際に出資先などへ)説明が必要だとしても、すぐに換金できる政策保有株を持つことは武器となる」とも松下頭取は述べているが、そもそも、当社は政策保有株式のフェア･バリューを計算しているとは推測できず、プロシクリカリティの概念も欠けている。

また、2024年11月の第54回インフォメーションミーティングの開示資料43頁の「ROE改善に向けた取組み~政策保有に関する方針と縮減方法~」において、「(政策保有株式の）縮減に際しては、売却について双方一任を原則とする合意が得られた政策保有株式を純投資目的に変更し、所管部署についても純投資専門部署に変更します」としており、当社は純投資に振り替える

ことで政策保有株式の削減を見かけ上進める可能性が出てきた。しかし、株主が当社に投資するのは、株主が自分では直接投資できない地域経済への金融仲介価値に期待しているのであって、日本株運用を当社に委託しているわけでない少数株主の立場を軽んじている。

第141期有価証券報告書では、政策保有株式に該当する「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」の「上場株式にかかる保有の合理性については、当行の資本コストに基づくリスク･リターン指標(RORA)の基準値を設定し、個社毎に検証を実施します。」とする。だが、第141期有価証券報告書における政策保有株式の保有目的の記載からすると、実際のところは、政策保有株式の保有を通じて、融資といった事業展開を取引先企業に期待するというのが当社にとっての「保有の合理性」であると推測されるところであり、このような手法は、取引先企業からすると自社にとって最も良い条件を提示する金融機関ではなく、株主である当社との取引を優先するということであるから、取引先企業の他の株主と当社の利益相反につながるうえ、大手の損害保険会社による企業向け保険の価格調整問題で明らかになった不正行為のリスクもはらんでいると言わざるを得ない。よって、政策保有株式は、当社の掲げる「健全経営を堅持し、もって地域社会の発展に寄与する」という経営理念にそぐわないリスクを内包している。

そもそも、「上場株式にかかる保有の合理性については、当行の資本コストに基づくリスク･リターン指標(RORA)の基準値を設定」する手法は、リスク･リターンの性質が全く異なるアセット･クラスである株式や融資債権などを混同している可能性がある。政策保有株式を保有するという事業のハードル･レートは、同事業の資本コストであるべきである。一方で、日本の主要な上場企業のROEは8%以上あり、「2027年度までのROE5%以上」を目標に掲げる当社の資本コストを基準値とすることは、投資魅力のない政策保有株式を保有していることを自ら認めており、当社の少数株主軽視の姿勢を反映している。

当行取締役会の意見

反対 **当行取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。**

当行は、政策保有株式について投資先との十分な対話を経たうえで縮減を進めることを基本方針としております。ただし、当行が政策投資による関係強化を通じて投資先の経営課題解決・企業価値向上を図ることで地域経済の成長に繋がる場合、あるいは業務提携などの経営戦略上の観点から保有の合理性が認められる場合には限定的に保有することとしております。

また、基準日時点で保有している全銘柄については、銘柄毎に投資先から得られる便益やリスクが資本コスト等を考慮した指標に見合っているかという観点で保有の合理性を検証しております。

取締役会は、保有の合理性について毎年個別銘柄毎にこれを検証しており、適切な方法で検証の内容を開示しております。

保有目的を政策保有から純投資に変更する株式については、発行会社の意向により売買やその時期が制限されていないなど、当行が自由に取引できる株式のみとしています。加えて、純投資移行後の所管部署は純投資専門部署に変更し、適切な議決権行使などを定めたガイドラインに沿った運用を行い、資本コストを上回るリターン（売却益・配当金）を目指す旨開示し、運用しております。

そもそも、本議案が内容とする政策保有株式の保有目的の検証と結果及び純投資目的変更に関する開示については、会社の組織・運営の基本的事項を定める根本規範である定款の規定にはなじまないものであるうえ、上記のとおり適切に検証・開示を行うことを基本方針としていることに照らしても、本議案の内容を定款に定める必要もないと考えております。

以上の理由により、当行取締役会は本議案に反対いたします。

第5号議案　定款一部変更（取締役報酬の個別開示）の件

（1）議案の要領

当社の定款に以下の条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案(会社提案にかかる議案を含む。)の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
（新設）	（取締役の報酬等） 第25条　(省略) 2. 取締役の報酬については、毎年、事業報告及び有価証券報告書において、個別に報酬額、内容及び決定方法を開示する。

（2）提案の理由

当社の株価はPBRの1倍割れが慢性化しているが、安定株主工作及び恣意的な益出しの手段として機能する政策保有株式を多く抱えているという点で、当社にはコーポレートガバナンス上の問題が生じている。対して、取締役の個別の報酬は、取締役会が当社の直面する課題をどのように評価し、それを個別の取締役の報酬にどのように反映しているかを示しており、コーポレートガバナンスとキャピタル･アロケーションの問題の原因を明らかにする役割を果たす。

長期に及ぶPBR1倍割れや政策保有株式の肥大を放置する当社の取締役会においては、当社が抱えるコーポレートガバナンス上の問題を改善する役割を果たし、資本効率や少数株主保護の面で経営陣に責任感を持たせることが期待できない。よって、株主がより積極的に牽制を効かせることができるような環境を整えるべく、取締役報酬の個別開示を当社に義務付ける旨の定款規定を設けることを提案するものである。

当社が2024年11月に開示した「コーポレートガバナンス報告書」によれば、「当行の取締役の報酬は、取締役が業績向上と企業価値向上への貢献意欲、ならびに株主重視の経営意識を高めて経営を行なうためのインセンティブとなる体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各取締役が果たすべき職責やその成果等を踏まえ適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、確定金額報酬、業績連動型報酬および非金銭報酬により構成する」とある。確定金額報酬は、「月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、当行業績や他社水準等を総合的に勘案して決定する」とあるが、その具体的な算出方法及び配分方法が明示されていない。業績連動型報酬は、「取締役の業績向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とした短期インセンティブとして位置付け、「親会社株主に帰属する当期純利益」(以下、「連結当期純利益」)を業績指標とし、各事業年度の連結当期純利益の額に応じて算出された額を毎年一定の時期に現金で支給する。」とあるものの、そもそも、ROEといった資本効率が指標に入っていないため、取締役のインセンティブが株主の利益(特に少数株主の利益)とどのように連動しているのかを公表資料から窺い知ることができず、また、単年度の純利益を業績指標としているため、中長期的な企業価

値向上のインセンティブにはなっていない。
　コーポレートガバナンス·コードは、「原則4-2. 取締役会の役割·責務(2)」の補充原則4-2①において、「取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性·透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである」と定めているが、当社の取締役の報酬制度は、株主共同の利益に資する仕組みとはなっていない可能性が高い。
　そこで、株主及び株式市場が当社経営陣のパフォーマンス及び当社のコーポレートガバナンスの問題を適切に評価することができる環境を整えるため、取締役の報酬の個別開示を当社に義務付ける旨の定款規定を設けることを提案するものである。
　東京証券取引所が2023年1月30日に公表した「論点整理を踏まえた今後の東証の対応」では、「経営陣や取締役会において、自社の資本コストや資本収益性を的確に把握し、その状況や株価·時価総額の評価を議論のうえ、必要に応じて改善に向けた方針や具体的な取組、その進捗状況などを開示することを要請」するとした上で、「継続的にPBRが1倍を割れている会社には、開示を強く要請」するとしている。当社のPBR1倍割れは20年近く続いているが、PBR1倍回復が取締役のインセンティブとなっているか否かは「(PBR)改善に向けた方針や具体的な取組」の重要な項目である。

当行取締役会の意見

反対　当行取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

　当行の取締役の報酬は、取締役が業績向上と企業価値向上への貢献意欲、ならびに株主重視の経営意識を高めて経営を行うためのインセンティブとなる体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各取締役が果たすべき職責やその成果等を踏まえ適正な水準とすることを基本方針としております。
　また、社外取締役が過半数を占め、かつ、社外取締役が委員長を務める「選任・報酬委員会」が、取締役の報酬に関する事項について審議し、取締役会に対し助言・提言を行う体制としております。
　このように決定された取締役の各年度の報酬等については、有価証券報告書において、役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数を適正に開示しております。
　本議案は、取締役の報酬について個別に報酬額を開示する旨の規定を定款に新設することを求めるものですが、そのような規定はそもそも会社の組織・運営の基本的事項を定める根本規範である定款の規定にはなじまないものです。さらに、当行は、上記のとおり取締役の報酬等の決定方針および支給実績等を開示しております。取締役の個人別の報酬額は開示しておりませんが、コーポレートガバナンスの重要事項の１つとして認識し、社外取締役が過半数を占める「選任・報酬委員会」からの答申を踏まえて取締役会が決定することで、透明性と客観性を確保しておりますので、本議案の内容を定款に定める必要もないと考えております。
　以上の理由により、当行取締役会は本議案に反対いたします。

第6号議案　剰余金の処分の件

（1）議案の要領
剰余金の処分を以下のとおりとする。
本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものである。

ア　配当財産の種類
　　金銭
イ　１株当たり配当額
　　金71円から本定時株主総会に当社取締役会が提案し本定時株主総会において承認された当社普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額(本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には金71円)
ウ　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額（配当総額は、1株当たり配当額に2025年3月31日現在の当社発行済み普通株式総数(自己株式を除く。)を乗じて算出した金額)
エ　剰余金の配当が効力を生じる日
　　本定時株主総会の日
オ　配当金支払開始日
　　本定時株主総会の日の翌営業日から起算して、3週間後の日

（2）提案の理由
自己資本の肥大化がさらに膨らみ、PBR1倍割れが長期化することで、株主価値が毀損し続けるリスクを勘案するならば、当社の資本効率が悪化し続ける悪循環に歯止めをかけるべく、株主還元に踏み切ることこそが、少数株主保護に資する。
2024年11月の第54回インフォメーションミーティングの開示資料37頁の「PBR向上に向けた取組み」において、「当行の低PBRは低ROEに起因するものと課題認識しております」「将来的には(ROEが)資本コストを上回るさらに高い水準(7~8%)を目指していきます」とあるが、「将来」がいつであるのか具体性を欠く。そもそも、当社は純投資に振り替えることで政策保有株式の削減を見かけ上進める可能性があり、このままでは、PBR1倍回復の可能性が見込みにくいと言わざるを得ない。日本の会計基準におけるPBRの計算式は、投資有価証券の価値を時価ベースで勘案するし、資本コストも投資事業の時価に対応するものである。
そこで、少なくとも100%の配当性向が必要となり、上記(1)に記載のとおり、2025年3月期の当社業績見通しの1株当たり当期純利益に相当する84円から中間配当金13円を差し引いた71円を株主に配当するよう提案するものである。当社は国際統一基準行としても20%程度と高い自

己資本比率を誇っており、100%の配当性向は当社の地域経済に対するシステミック･リスクとなる可能性は低い。当社株の直近時価総額の約150%にも達する政策保有株式を2024年3月末時点で約6386億円保有しており、財源は十分にある。

当行取締役会の意見

反対 **当行取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。**

当行は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の最重要課題の１つとして認識しており、１株当たりの配当の下限を５円とし、安定配当と自己株式取得による積極的な株主還元を実施することを基本方針とし、株主還元の充実を進めております。

具体的には、「中期経営目標」における配当目標を「１株あたりの年間配当目標額20円以上（2023年度から2025年度まで毎年度）」としております。この目標にしたがい、昨年度は24円（中間10円＋期末14円）、今年度は42円（中間13円＋期末29円）、来年度予想は年間50円（記念配当含）と、着実に増配を行い業界内でも高い配当水準と考えております。

他方で、当行は、地域金融機関として持続的に企業価値を向上させていくためには、株主の皆さまへの利益還元の充実に加え、成長投資や健全性の確保といったことをバランスよく実現することが重要であると考えております。地域企業への積極的な支援を中心とした成長投資を進めながら、いかなる状況においても地域企業の支援が可能となる健全性を維持するという観点においては、現状の当行の配当方針に基づく施策を進めることが最適だと考えております。

本議案にかかる剰余金の配当を実施することは、上記のような地域金融機関としての当行の存在意義を踏まえると、短期的な視点に基づくものと考えざるを得ず、当行の中長期的な企業価値の向上には繋がらないものと判断いたしました。

以上の理由により、当行取締役会は本議案に反対いたします。

第7号議案 自己株式の取得の件

（1）議案の要領

会社法156条1項の規定に基づき、本定時株主総会終結のときから1年以内に当社普通株式を、株式総数2000万株、取得価格の総額180億2000万円(ただし、会社法により許容される取得価額の総額(会社法461条に定める「分配可能額」)が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限額)を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

（2）提案の理由

当社においては、時価ベースで膨大な政策保有株式が過剰資本の大きな原因となっており、事業のリスク･リターンに比して自己資本比率が高い。こうした過剰資本を放置したままでは、株主資本コストにROEが劣後する非効率的な資本配分を是正できないため、PBRの1倍割れが恒常化する。

2024年11月の第54回インフォメーションミーティングの開示資料37頁、「PBR向上に向けた取組み」の項において、「当行の低PBRは低ROEに起因するものと課題認識しております」「将来的には(ROEが)資本コストを上回るさらに高い水準(7~8%)を目指していきます」とあるが、「将来」がいつであるのか具体性を欠き、当社は純投資に振り替えることで政策保有株式の削減を見かけ上進める可能性がある。日本の会計基準におけるPBRの計算式は、投資有価証券の価値を時価ベースで勘案し、資本コストも投資事業の時価に対応するものである。

そこで、PBR1倍回復の道筋を確かなものとするために、自社株買いが必要となる。上述のとおり、当社は時価総額の約150%にも達する政策保有株式を保有しているため、自己株式の取得原資は十分過ぎるほどある。提案した株式総数は、当社株式の過去1年の売買高の6%に相当し、流動性の観点からしても、市場が十分に吸収できる合理的な水準である。

当社は国際統一基準行としても十分に高い自己資本比率を誇っており、提案した時価総額の4%程度に相当する額の自己株式の取得が当社の地域経済に対するシステミック･リスクに発展する可能性は低く、当社の「健全経営を堅持し、もって地域社会の発展に寄与する」という経営理念とも矛盾しない。

当行取締役会の意見

反対 **当行取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。**

当行は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の最重要課題の１つとして認識しており、１株当たりの配当の下限を５円とし、安定配当と自己株式取得による積極的な株主還元を実施することを基本方針とし、株主還元の充実を進めております。

当行は、地域金融機関が持続的に企業価値を向上させていくためには、株主還元の充実に加え、成長投資や健全性の確保といったことをバランスよく実現することが重要であると考えております。したがって、自己株式の取得については、地域企業への積極的な支援を中心とした成長投資を進めながら、いかなる状況においても地域企業の支援が可能となる健全性を維持するという観点も踏まえつつ、当行の財務状況や事業計画のほか、株式の取引状況や株価等を踏まえ時期や金額について機動的かつ柔軟に検討したうえで実施することを重視しております。この考え方に基づき、直近では、2023年度に約100億円、2024年度に約205億円の自己株式を取得し、2025年度につきましても100億円の自己株式の取得を計画し、公表しております。

当行は、上記記載の方針や考え方に基づき今後も適時適切に自己株式の取得を実施したいと考えておりますが、本議案にかかる自己株式の取得はこうした方針や考え方を考慮しておらず、また、財務的な制約等が生じかねないことから、適当ではないと判断いたしました。

以上の理由により、当行取締役会は本議案に反対いたします。

（ご参考）
コーポレートガバナンス

基本的な考え方

当行では、経営理念「健全経営を堅持し、もって地域社会の発展に寄与する」を実現するために、当行が行うすべての企業活動を律し、八十二グループの存続および企業価値の向上と社会的責任を果たすための基本原則として、「コーポレートガバナンス原則」を定め公表しています。

「コーポレートガバナンス原則」においては、「お客さま」「株主」「職員」「地域社会」の各ステークホルダーに対する基本姿勢および企業統治、法令遵守と企業倫理、情報開示にかかる基本姿勢等を定めています。

また、適切な経営管理のもと、当行およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備と適切な運用に向けて「内部統制システムの整備に関する基本方針（業務の適正を確保する体制）」を定めています。

コーポレートガバナンス体制

（2025年４月１日現在）

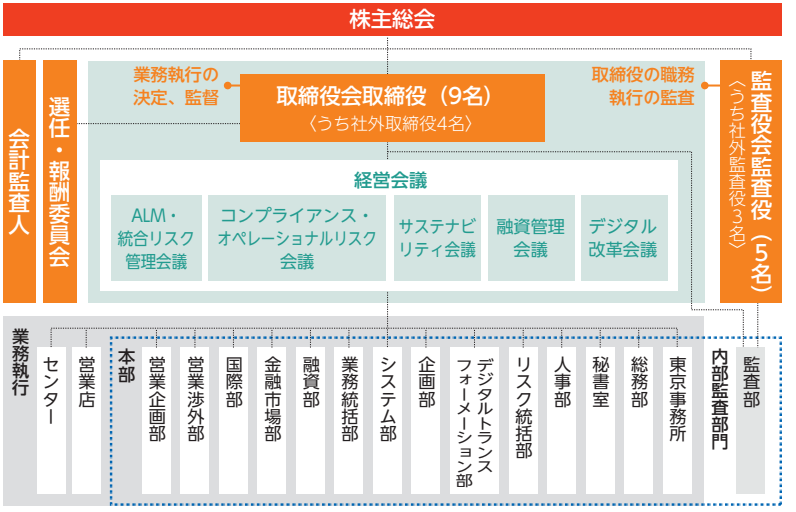

コーポレートガバナンス向上のための主な取組み

2017年２月
「選任・報酬委員会」設置

2021年２月
「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」制定

2021年６月
社外取締役２名増員
（社外取締役４名体制へ）

2022年６月
執行役員制度の拡充
執行役員の範囲を取締役まで拡大し、業務執行体制を強化

2024年６月
役員報酬制度の改正
譲渡制限付株式報酬制度の導入

体制の概要

組織形態	監査役会設置会社
役員報酬の構成	確定金額報酬 業績連動型報酬 譲渡制限付株式報酬

取締役

（2025年４月１日現在）

定款上の定数	12名以内
定款上の任期	２年
取締役会の議長	取締役会長

監査役会

（2025年４月１日現在）

定款上の定数	６名以内
定款上の任期	４年

取締役会　14回（2024年度開催回数）

原則毎月１回以上開催しています。実質的な議論を行うとともに、相互に業務執行状況を監督し、適正な業務執行体制を確保しています。

経営会議　46回（2024年度開催回数）

日常的な業務執行の決定ならびにそれら業務執行の監督に当たることを目的として、経営会議を設置しています。原則毎週開催し、経営上の重要事項について協議・決定するほか、その事前審議を経て取締役会において執行決定を行っています。執行業務の内容に応じ、ALM・統合リスク管理会議、コンプライアンス・オペレーショナルリスク会議、サステナビリティ会議、融資管理会議、デジタル改革会議を設けています。

監査役会　14回（2024年度開催回数）

原則毎月１回開催し、各監査役は取締役会から独立した立場で、会計監査人や内部監査部門とも連携して取締役の職務執行を適切に監査しています。

選任・報酬委員会　6回（2024年度開催回数）

取締役会の諮問機関として、取締役・監査役等の選解任や報酬、後継者計画等について審議しています。
独立性確保の観点から、委員の過半数を独立社外取締役としているほか、独立社外取締役が委員長を務めています。

監査部

内部監査部門である監査部は、取締役会の直属組織とした約30名体制で、毎年度取締役会で決議した内部監査方針に基づき内部監査を実施しています。

会計監査人

有限責任監査法人トーマツと監査契約を結び、会計監査を受けています。

取締役会の実効性評価

当行は、毎年、当行の取締役会の規模・構成・運営方法・審議状況・支援体制・その他取締役会がその役割・責務を果たす上で重要と考えられる事項に関して、各取締役・監査役の自己評価を踏まえ、取締役会の実効性について分析・評価を行うとともに課題の共有化を図っております。

2024年度は、前年度の評価・分析において課題として認められた「中長期的な視点での経営戦略に関する議論の充実」「取締役会の効率的な運営に向けた改善の必要性」について、以下のような取組みを実施しました。

（1）「中長期的な視点での経営戦略に関する議論の充実」

2026年１月の長野銀行との合併に向けた関連する議案や東京証券取引所の「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応要請」も踏まえた、政策保有株式の縮減、ROE向上に向けた経営戦略に関する議論を充実させました。

（2）「取締役会の効率的な運営に向けた改善の必要性」

取締役会の運営方法や付議基準を一部変更するとともに、議論の充実に向け、社外役員を対象とした説明会・現場視察・職員との意見交換会等を継続的に実施しました。

また、これまでと同様、取締役・監査役が「取締役会の実効性に関するアンケート」に基づき自己評価を実施したうえで、その評価結果を取締役会で審議いたしました（2025年２月）。あわせて社外役員に対するインタビューを実施し、取締役会の実効性向上等に向けた意見や提言をヒアリングしました。これらの取組みを通じ、「全体として当行の取締役会は機能している」との評価となった一方で、議論充実のための効率的な議事運営と効果的な資料作成および事前勉強会・説明会等の更なる充実の必要性が認められました。この結果を参考としながら、実効性の高い取締役会に向けた各種施策を進める方針です。

（ご参考）
八十二グループの営業基盤

八十二グループの営業基盤である長野県は、日本の中央部に位置し、東京、名古屋から200キロメートル圏内と、各主要都市からアクセスしやすく、加工組立型産業を中心に経済が発展しています。また、豊かな自然環境と消費地への近さを活かした園芸農作物や多様な観光資源も多数保有しています。

マーケットポテンシャル

くらし

移住したい都道府県　全国 1 位
※2025年「田舎暮らしの本」（宝島社）19年連続１位

健康寿命　全国 1 位（女性）、全国 1 位（男性）
※2022年平均自立期間都道府県一覧（公益社団法人国民健康保険中央会）

自然

日本百名山の数　全国 1 位
※長野県観光部山岳高原観光課調べ

森林面積　全国 3 位
※2022年都道府県別森林率・人工林率（林野庁）

観光

温泉地の数　全国 2 位
※2022年温泉利用状況（環境省）

スキー場の数　82ヵ所
※長野県観光スポーツ部山岳高原観光課調べ

工業

水晶振動子（時計用を除く）出荷額　全国 1 位
※経済構造実態調査2023年確報品目別統計表

電子部品・デバイス・電子回路出荷額　全国 3 位
※経済構造実態調査2023年確報品目別統計表

農産物

ワイン用ぶどう生産量　全国 1 位
※2022年特産果樹生産動態等調査（農林水産省）

ワイナリーの数　全国 2 位
※長野県産業労働部日本酒・ワイン振興室調べ

エリンギ・えのきたけ・ぶなしめじの生産量　全国 1 位
※2023年特用林産物生産統計（林野庁）

地域を取り巻く環境と課題

長野県は清涼な空気、澄んだ水といった豊かな自然と、高速交通網の結節点という利便性を併せ持ち、加工組立型産業や農業等に非常に適した環境と言えます。

一方で、日本における出生率の低下や都市部への人口流出に伴う人口減少、少子高齢化などの進展は、今後、地域社会・地域経済に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

八十二グループは、従来からの銀行ビジネスの強化を図りつつ、事業ドメイン・サービス提供地域の拡大と新たな収益源の獲得を進め、地域課題の解決に取り組んでいきます。

成長に向けた取組み

長野銀行との合併シナジーの実現

シナジー効果全体の見通し

- **トップラインシナジー**
  人材創出による成長・新規業務強化とノウハウ共有による営業力強化
- **コストシナジー**
  システム統合・店舗統廃合による合理化と人員配置の最適化

人材の創出と再配置

- 人員の大幅な自然減に対応しつつ、店舗合理化と業務効率化等によりコンサルティングやデジタル等の戦略分野へ200名を再配置

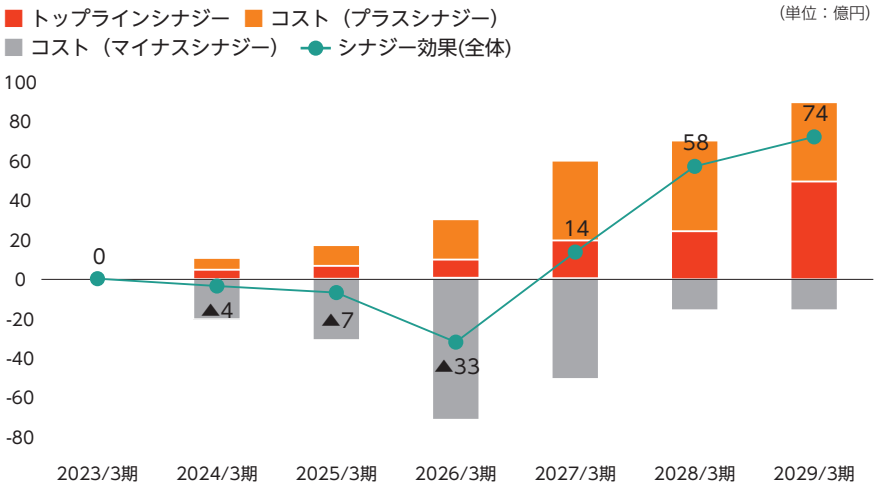

TSUBASA・じゅうだん会共同研究会

2024年３月、システム関連で親和性のある両グループが知見・ノウハウを共有し、効率的なシステム運用・業務プロセスの実現を目指すとともに、お客さま向けサービスの高度化、各地域経済の持続的な成長に貢献するため研究会を発足しました。

タスクフォース	研究内容
システム	次世代システム・サブシステムに関する共同研究など
業務効率化	店舗省力化施策(有人店舗の省力化、バックオフィスの共同化）に関する共同研究など
サイバーセキュリティ	サイバーリスクマネジメントに関するノウハウの共有など

富士山・アルプス アライアンス

静岡銀行・山梨中央銀行・八十二銀行の３行による新たな包括業務提携を締結し、「富士山・アルプス アライアンス」を発足しました。豊かな自然資本、魅力ある産業構造、首都圏への近接性など、地域ポテンシャルを共通にする３行が、新たな価値創造に向けて共創し、３県の未来のカタチを世界に向けて発信します。

重点施策	人口減少・労働力不足に対する関係人口の増加
	海外資本･人財を呼び込む新事業の展開
	地域経済のサステナブルな発展に資するベンチャー・グロース分野の 協業拡大や M&A・事業承継の強化

(ご参考)
サステナビリティ経営の実現

サステナビリティ経営の推進体制

サステナビリティに関する「リスク」と「機会」を的確にとらえ、経営戦略に反映させるため、本部内に「サステナビリティ会議」「サステナビリティ委員会」「サステナビリティ作業部会」の３つの組織を設置しています。この組織を活用した執行側の十分な議論と取締役会の監督の両輪で、サステナビリティ経営を推進しています。

2024年度、社会課題である地域社会の脱炭素化に対応するため、当行自身の温室効果ガス排出量削減目標を上方修正するとともに、ご融資のお取引をいただいているお客さまの取組みを後押しするため、排出量削減の前提となる排出量算定促進目標を新設しました。また、八十二銀行の価値創造プロセスに掲げた「地域の自然環境を活かしたグリーンエネルギーの先進県」の実現に向けて、再生可能エネルギー創出目標も新設しています。

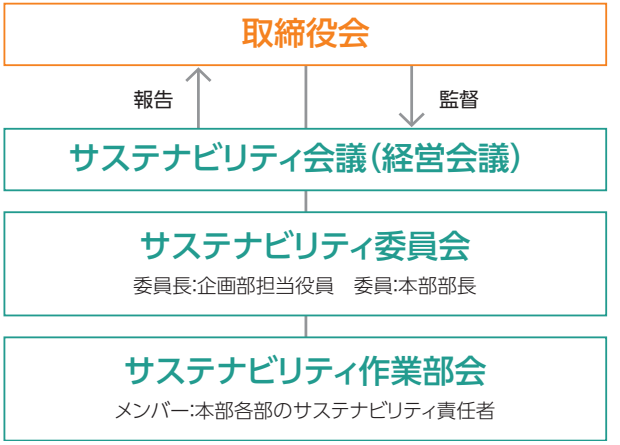

長期KPI

環境目標 (中期経営目標)	■ **温室効果ガス（CO_2）排出量（Scope1、2）**　八十二グループ　2025年度 ネットゼロ、2030年度 2019年度比80%削減 ■ **融資先の温室効果ガス排出量算定促進**　2025年度 排出量把握先 450社 ※Scope3カテゴリー15（2024年3月末基準）の40%に相当する450社の排出量を把握 ■ **再生可能エネルギー創出**　2024年度から2030年度 ● 事業用再生可能エネルギー発電設備向け サステナブルファイナンス 累計実行額 900億円 ● ZEH水準及び太陽光発電設備付き 住宅ローン・リフォームローン 累計実行件数 10,000件
サステナブル ファイナンス目標	■ 2021年度～2030年度　1.5兆円（うち環境分野1兆円）

2024年度の主な成果

サステナブルファイナンス

2021年度 ▶ 2024年度

8,032億円

(うち環境分野4,091億円)

2024年９月末時点

CDPスコア

A（最高ランク）

※CDP2023「A」（本邦銀行初）に続き２年連続

サステナブル専門人材育成

炭素会計アドバイザー資格保有者数

544名

前年度末比228人増

2024年度の主な取組み

E	●長野県との「2050ゼロカーボン実現に関する協定」締結
	●八十二「地方創生・SDGs応援私募債（脱炭素型）」の取扱開始
	●環境目標（中期経営目標）の変更・新設
	●当行専用の太陽光発電設備（オフサイトPPA）の稼働
	●TCFD提言に基づく対応の高度化
	●TNFD提言に基づく分析開始（自然との接点、依存、インパクト、リスク・機会等）
S	●「富士山・アルプス　アライアンス」の発足（静岡銀行・山梨中央銀行との包括業務提携の締結）
	●一般社団法人長野県医師会との「医業承継に関する連携協定」締結
	●株式会社国際協力銀行との「海外事業モニタリングに関する業務協力協定」締結
	●「八十二PE投資事業有限責任組合」の設立
	●内閣府「地域デジタル化支援促進事業」間接補助事業者への採択
	●長野県特化型クラウドファンディング「FANTo!信州応援CF」開設
	●「アルムナイコミュニティ」の導入
	●「次世代女性リーダー育成プログラム」の開始
	●経営人材の育成
G	●「八十二グループ　AIポリシー」の策定
	●会社説明会の実施（個人向け3回、機関投資家向け2回）
	●ファイナンスド・エミッションの算定とデータクオリティスコアの向上

外部からの評価

CDP2024「A」

FTSE ESG Ratings

えるぼし認定

プラチナくるみん
プラス認定

（ご参考）
ROE向上に向けた取組み

ROE：連結当期純利益の実績

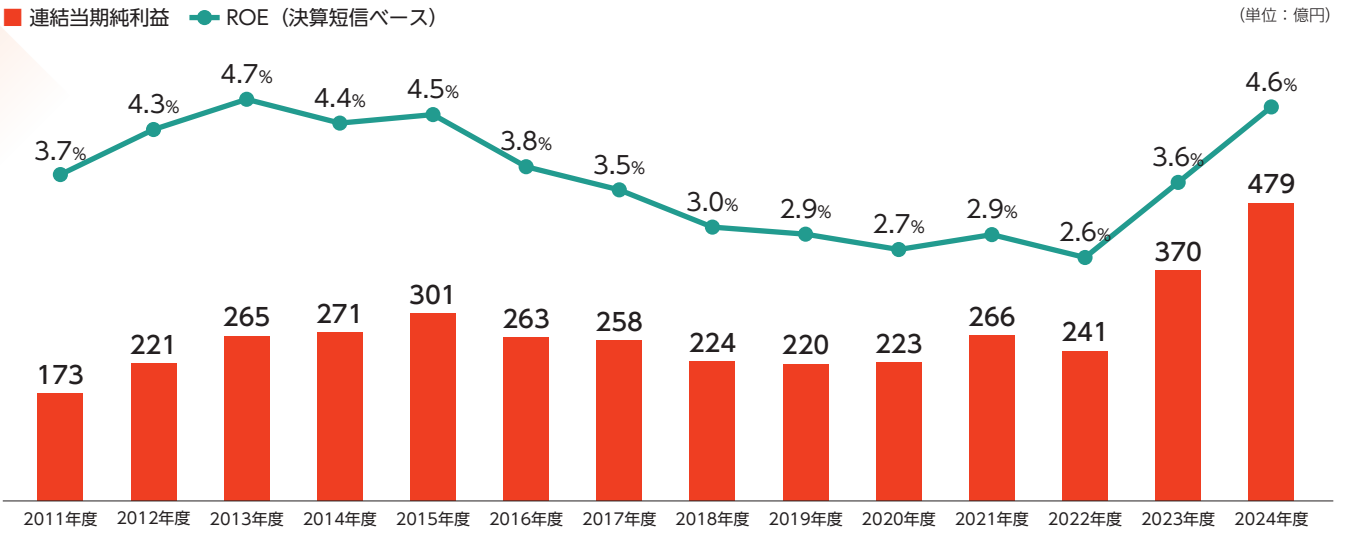

当行のROEは長らく株主資本コストを下回って推移しておりますが、「金利ある世界」となり伝統業務である預金・貸出金による収益および国債を中心とした有価証券利息収入による資金利益が増加しております。

また、グループ一体営業によるコンサルティング手数料も着実に増加傾向にあり、「稼ぐ力」の底上げが顕在化してまいりました。

合わせて、政策保有から純投資へと保有目的を変更した株式の計画的売却が折り重なることによって、現在目標に掲げております「2027年度ROE５％以上」の前倒し達成が視野に入ってまいりました。

株主資本コストを上回るROE（７～８％）の実現に向けて、さらなる収益力の強化に取組んでまいります。

ROE向上の重点取組み事項

- 長野銀行との合併シナジーの早期実現
- 戦略的人員配置
- 金利上昇を捉えた更なる利鞘の拡大

2027年度 ROE目標 ５％

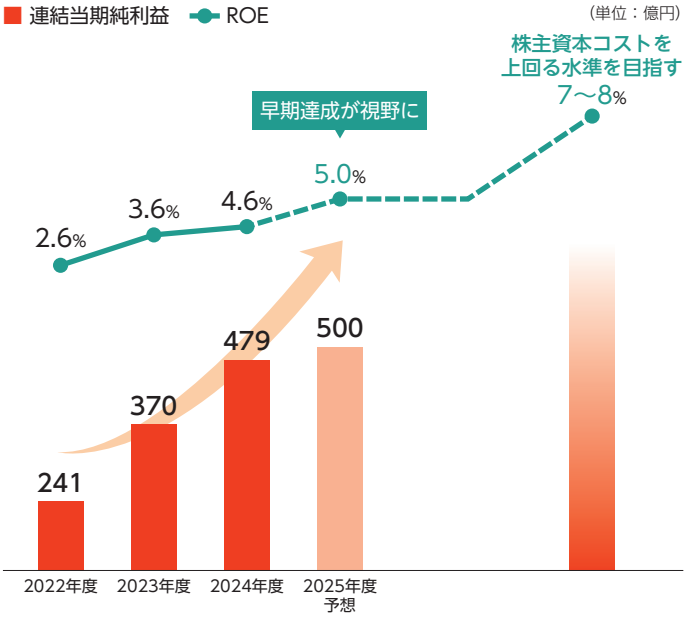

政策保有株式の縮減に向けた取組み

政策保有に関する方針（コーポレートガバナンス・コード 原則1－4）

- 当行は、政策保有株式について投資先との十分な対話を経た上で縮減を進めることを基本方針としています。ただし、当行が政策投資による関係強化を通じて投資先の経営課題解決・企業価値向上を図ることで地域経済の成長に繋がる場合、あるいは業務提携などの経営戦略上の観点から保有の合理性が認められる場合には限定的に保有することとしています。
- 基準日時点で保有している全銘柄については、銘柄毎に投資先から得られる便益やリスクが資本コスト等を考慮した指標に見合っているかという観点で保有の合理性を検証しています。
- 取締役会は、保有の合理性について毎年個別銘柄毎にこれを検証し、適切な方法で検証の内容を開示します。

政策保有株式の縮減目標

- 「政策保有に関する方針」に基づく縮減目標を「2030年３月までに純資産対比20%未満」と設定し、縮減に取組んでおります。
- 2024年度において縮減目標に到達しましたが、さらなる縮減を進めてまいります。

縮減の考え方

- 縮減に際しては、売却について双方一任を原則とする合意が得られた政策保有株式を純投資目的に変更し、所管部署についても純投資専門部署である金融市場部に変更しています。
- 純投資に目的変更後は、ガイドライン※に沿った規律ある運用を行い、当該ポートフォリオについて資本コストを上回るリターン（売却益・配当金）を目指します。

目 標　**2030年3月までに純資産対比20%未満**

（上場・非上場、時価ベース、みなし保有含む）

※目的変更後の運用ガイドライン

売買の随意性	発行会社の意向により売買やその時期が制限されていないなど、自由に取引できることを前提とする。 発行会社と随意の売却について合意をしていない限り、目的変更は実施しない。
純投資部門の独立性	投資判断にあたっては、純投資部門の独立性が確保されていることを前提とし、適切な投資判断を行うために必要な組織体制を整備する。
運用規律と経営陣への報告	収益目標を含む計画および方針を設定の上、経営に報告するとともに、取組状況や実績についても定期的に評価の上、経営に報告する。
適切な議決権行使	議決権行使にあたっては、純投資の観点から投資先の企業価値向上に資する適切な議決権行使を行う。

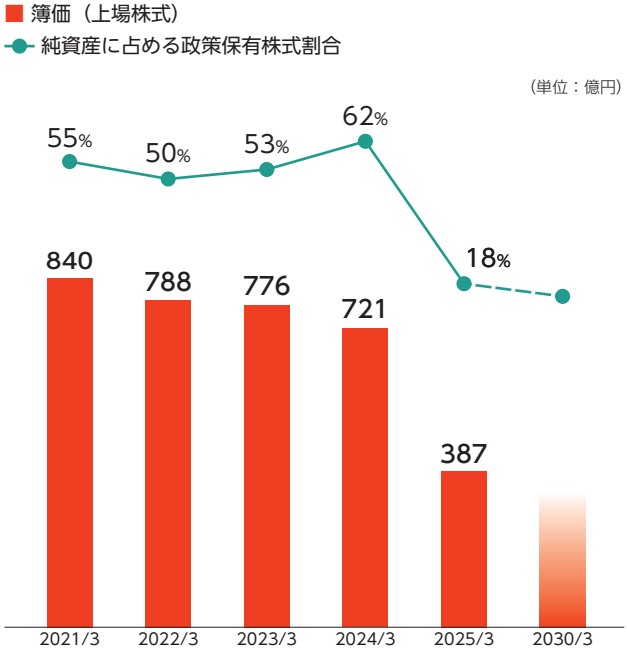

（参考）
2024年度における政策保有株式および純投資に目的変更した株式の売却額約323億円（時価）

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

■ 当行の主要な事業内容

当行は預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、信託業務、金融商品仲介業務等を行い、地域の皆さまに幅広い金融商品・サービスを提供しております。

■ 株式会社長野銀行との合併

当行は、関係当局の許認可の取得等を前提として、2026年1月1日に株式会社長野銀行（以下、「長野銀行」といい、当行と長野銀行を総称して「両行」といいます。）と合併いたします。

現在、お客さまにより一層の経営統合や合併のメリットを享受いただくことを目指し、いち早く両行一体の営業体制を構築するために、両行間での出向を拡大し、お客さまのお取引窓口を一本化することを進め、営業力強化を図っております。

■ 経済環境

2024年度のわが国の経済は、世界経済の減速や円安による物価高の影響を受けましたが、賃上げによる所得増加やインバウンドの増加により個人消費が回復し、企業の業績改善を背景に設備投資が堅調に推移し、内需主導の緩やかな回復が続きました。

当行の主要な営業基盤である長野県経済は、一部に弱さがみられ足踏みの状態が続きました。自動車部品の生産は堅調でしたが、生産用機械や電子部品・デバイスの生産は低調でした。個人消費では、大型小売店の売上高は前年を上回りましたが、自動車販売は納車遅れの影響で弱い動きとなりました。住宅投資は都市部でマンション着工が進みましたが、住宅価格の高止まりにより新設住宅着工戸数は低調でした。公共投資は安定的に発注され、工事量は底堅く推移しました。

■ 事業の経過及び成果

こうした経済環境の下、お客さまニーズや社会環境の変化にあわせてビジネスモデルを変革していくために、中期経営ビジョン2021「『金融×非金融×リレーション』でお客さまと地域を支援する」に取り組んでおります。５つのテーマ「経営の根幹としてのサステナビリティ」「ライフサポートビジネスの深化」「総合金融サービス・機能の提供」「業務・組織のデジタル改革」「成長とやりがいを支える人事改革」の実現を目指すとともに、経営理念で掲げる地域社会の発展に貢献するため、幅広い活動を展開しております。

○ テーマ①「経営の根幹としてのサステナビリティ」

当行は、お客さま・地域社会の持続的な発展に貢献するため、長野県のリーディングカンパニーとして金融および非金融の両面から地域の社会課題の解決に取り組んでおります。

金融面につきましては、「八十二グループ　サステナブル投融資方針」において、環境問題や社会課題を解決し持続可能な社会の実現に資するサステナブルファイナンスを2021年度から2030年度までに累計1.5兆円実行する目標を掲げております。サステナビリティ・リンク・ローン、ポジティブ・インパクト・ファイナンス、八十二サステナビリティ１号ファンドなど多様な資金調達手段を提供するほか、お客さまのサステナビリティ経営の導入・高度化を伴走支援する「ＳＤＧｓ取組支援サービス」などにより、お客さまのサステナビリティに関する取組みを支援しております。

脱炭素化の取組みとしましては、2021年に中期経営目標として策定した銀行単体の温室効果ガス（ＣＯ２）排出量（スコープ１、２）「2023年度ネットゼロ、2030年度：2013年度比60％削減」を前倒しで達成し、2024年10月、対象を八十二グループに拡大したうえで、「2025年度ネットゼロ、2030年度：2019年度比80％削減」に変更（上方修正）いたしました。また、お客さまの脱炭素化を進めるため、「融資先の温室効果ガス排出量算定促進（スコープ３　カテゴリー15)」「再生可能エネルギー創出」目標を新設いたしました。

このような取組みが評価され、国際的な環境非営利団体CDPが行うCDP2024（気候変動）調査において、最高ランクのＡ評価を２年連続で獲得いたしました。

人権尊重に向けた取組みとしましては、社会からの期待や要請を踏まえ、2025年3月、「八十二グループ人権基本方針」を改正し、グループでこの課題に取り組んでおります。今後もお客さまとともに、持続可能な地域社会の実現に取り組んでまいります。

○ テーマ②「ライフサポートビジネスの深化」

当行は金融サービスの高度化に加え、非対面取引の機能拡充・非金融サービスの充実によってお客さまの暮らし全般を生涯にわたってサポートできる銀行を目指しております。

金融サービスの高度化につきましては、保険代理店と銀行が共同運営する全国初の保険コンサルティング拠点「はちにの保険プラザ」にて、お客さまの幅広い保険に関するご相談にお応えしております。

非対面取引の機能拡充につきましては、収支管理等を行うスマートフォンアプリ「Wallet＋」の利便性を向上させ、当アプリの利用状況を分析し、お客さまに適した商品提案に繋げております。また、ご来店が難しいお客さま向けにオンライン相談会を開始し、充実したサポート体制を構築しております。

非金融サービスの充実につきましては、日常生活に関するお困りごとを解決する「はちにのライフサポートサービス」に加え、お客さまの暮らし全般のサポートとして、2024年4月より身寄りのないご高齢のお客さまを中心に、生前の見守り・身元保証や相続に関するお手続き等をパッケージで提供する「終活サポートサービス」を開始いたしました。引続き、遺言信託などの相続・資産承継対策とともに、お客さまのニーズに沿った課題解決に取り組んでまいります。

○ テーマ③「総合金融サービス・機能の提供」

当行は対面・非対面でのハイブリッドな相談体制を構築するとともに、コンサルティング力の強化やグループ機能活用拡大により、事業者さまの企業経営に関する幅広いご相談にワンストップで対応できる銀行を目指しております。

相談体制の構築につきましては、非対面営業部署「お客さまコンタクトチーム」を拡充し、お客さまとの接点増加に取り組んでおります。当チームによるワンストップの課題解決や営業店との連携によるコンサルティングサービスの提供に繋がっております。

事業者さまの経営課題解決に向けた新たな取組みにつきましては、地域活性化事業等が活発化するなか観光分野への関与強化を企図し営業渉外部に「観光チーム」を立ち上げ、地域振興ビジネスの強化を図っております。また、環境配慮型私募債等の商品拡充、新たなクラウドファンディングの立ち上げなど、事業者さまの経営課題解決と地域活性化に向けた支援を継続しております。

グループ連携強化につきましては、人材派遣や地域商社など幅広いソリューションを提供しております。引続き、事業者さまの課題解決支援を継続し事業成長や地域の持続的な発展に貢献してまいります。

○ テーマ④「業務・組織のデジタル改革」

当行は、デジタル技術やデータの利活用による業務効率化と新サービス開発を通じて、新たなビジネスモデルの構築に取り組んでおります。

お客さまの利便性向上に向けた取組みにつきましては、「住宅ローン事前相談サービス」のWEB申込みや「来店予約システム」などが、多くのお客さまにご利用いただいております。

データを活用したサービスにつきましては、蓄積された取引データとAIを活用し、サービスやマーケティングの高度化を進めております。

また、業務の革新に向けて、セキュリティ対策を施した生成AI機能を、全役職員が安心・安全に利用できる環境を整え、仕事への利活用を進めております。

今後も、お客さまの利便性向上と体験価値の向上、さらには業務効率化の実現に向けて、データとAI活用を拡充してまいります。

○ テーマ⑤「成長とやりがいを支える人事改革」

当行は、職員一人ひとりが成長とやりがいを実感できる組織を目指し、多様化する職員の価値観やライフスタイルを尊重した、職員の自律的なキャリア形成支援や働きやすい職場環境整備を進めております。

職員の自律的なキャリア形成支援につきましては、経営人材候補の育成に注力しております。2024年度には、地域社会の課題解決に資する経営人材の育成を加速させるために、外部交流による人脈形成や知見向上を目的とした外部研修への派遣を拡大いたしました。また、女性の経営人材候補の育成に向けて「次世代女性リーダー育成プログラム」を立ち上げ、管理職層と次期管理職層の2階層を対象に、外部研修への派遣に加え、役員や部店長によるメンタリングを実施しております。

働きやすい職場環境整備につきましては、職員の仕事と育児や介護・不妊治療等との両立支援を継続的に取り組んでおります。これらの取組みが評価され、2024年6月には厚生労働大臣より、長野県内2社目となる「プラチナくるみんプラス認定」を取得いたしました。

引続き、多様な職員が能力を最大限発揮できる職場環境整備をさらに進めることで、職員のウェルビーイング向上等を促進してまいります。

■ 当期の業績（概要）

○ 損益の状況

経常収益は、国債等債券売却益が減少したものの、株式等売却益および資金運用収益の増加を主因として前期比370億３千２百万円増加して1,993億１千３百万円となりました。

また、経常費用は、資金調達費用および営業経費の増加を主因として前期比133億４千６百万円増加して1,393億７千８百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比236億８千５百万円増加して599億３千４百万円となりました。

当期純利益は前期比188億１千５百万円増加して459億８千９百万円となりました。

なお、連結業績につきましては、経常利益が前期比286億２千１百万円増加して638億３千８百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比109億１千万円増加して479億８千２百万円となりました。

○ 預金・貸出金

預金は、個人預金および法人預金を中心に期中2,261億円増加したことから、期末残高は８兆6,938億円となりました。

貸出金は、中央政府向け資金の減少により期中1,773億円減少したことから、期末残高は６兆260億円となりました。このうち中小企業向け資金は期中1,001億円増加して期末残高は1兆8,957億円、個人向け資金は期中326億円増加して期末残高は1兆4,198億円となりました。

○ 有価証券

有価証券につきましては、市場動向を注視し、安定的な収益を確保するとともに機動的な運用に努めました。株式を中心に期中1,382億円減少し、期末残高は３兆2,076億円となりました。

○ その他

銀行の健全性を示す総自己資本比率は、連結16.29%、単体15.65%となりました。

■ 対処すべき課題

2025年４月に導入されたトランプ大統領による関税政策は、世界経済に広範な影響を与え、加えて地政学的リスクも存在するなど今まで以上に不透明感が増しております。一方、国内においてはインバウンドの増加もあり、消費主導の回復が見られました。金融面においては、昨年３月に日本銀行がマイナス金利を解除し、2025年１月には政策金利を0.5％に引き上げ「金利のある世界」へ移行しました。

このような環境のなか、私たち八十二グループは、地域のリーディングカンパニーとして、変化に対応し、持続可能な地域社会の実現に向けて中期経営ビジョン2021「『金融×非金融×リレーション』でお客さまと地域を支援する」を掲げ、地域経済の活性化や環境への配慮、デジタル改革など多岐にわたる取組みを行ってまいりました。昨年は当行のマテリアリティ（重点課題）である「脱炭素化への対応」をさらに推し進めるため、八十二グループの排出量削減に加え、地域やお客さまの脱炭素化に注力すべく、新たな中期経営目標を設定いたしました。

本年は「中期経営ビジョン2021」の最終年度となります。これまでの取組みと成果を総括し、集大成として取り組んでまいります。

また、長野銀行との合併を見据え、当行がステークホルダーの皆さまに対してどのような価値を提供し、持続的に発展していくのかを示した「価値創造プロセス」を2024年5月に公表いたしました。「地域経済・地域社会の活性化と質的豊かさの実現」を掲げ、少子高齢化・人口減少社会へ向けて挑戦していくことを宣言いたしました。

「価値創造プロセス」にて掲げた取組みを実現するための一環として、2025年3月に静岡銀行・山梨中央銀行と包括業務提携を締結し「富士山・アルプス アライアンス」を発足いたしました。各行が築き上げた顧客基盤やブランドを維持・活用しながら、社会課題の解決に向けたメニューの拡充やレベルアップ等を図り、地域社会の持続的な成長に貢献してまいります。

さて、当行は来年の2026年1月1日に長野銀行と合併いたします。これまで培ってきた両行のノウハウ、リレーションおよび人材を掛け合わせ、合併を無事に成し遂げ、地域の発展に貢献してまいります。

取り巻く環境の変化に対応する中でお客さまへの支援強化や収益拡大を図り、さらに企業価値を向上させ、株主の皆さまのご期待にお応えすべく努力してまいります。株主の皆さまのご厚情に心より感謝申し上げますとともに、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
預金	8,066,627	8,186,401	8,467,695	8,693,886
定期性預金	2,436,170	2,375,016	2,359,638	2,385,087
その他	5,630,457	5,811,384	6,108,057	6,308,798
貸出金	5,974,071	6,156,100	6,203,423	6,026,084
個人向け	1,312,385	1,355,060	1,387,137	1,419,831
中小企業向け	1,695,376	1,817,165	1,795,653	1,895,759
その他	2,966,309	2,983,874	3,020,633	2,710,493
特定取引資産(トレーディング資産)	13,370	18,773	45,596	38,602
特定取引負債(トレーディング負債)	4,279	6,672	5,873	6,945
有価証券	2,809,850	2,685,558	3,345,955	3,207,667
国債	820,553	546,702	531,088	679,250
地方債	308,214	341,933	380,588	330,912
その他	1,681,082	1,796,922	2,434,277	2,197,504
総資産	13,265,200	12,887,406	13,711,395	12,532,911
内国為替取扱高	50,221,596	53,660,119	54,253,505	58,504,483
外国為替取扱高	百万ドル 24,376	百万ドル 22,958	百万ドル 21,811	百万ドル 23,503
経常利益	31,365	30,249	36,249	59,934
当期純利益	22,396	21,574	27,174	45,989
1株当たり当期純利益	円 銭 45 74	円 銭 44 60	円 銭 55 97	円 銭 97 01
信託財産	673	1,091	1,457	1,748
信託報酬	7	10	12	11

(注) 1　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2　貸出金のうち個人向けおよび中小企業向けには、当座貸越を含め、海外支店貸出および特別国際金融取引勘定貸出を除いて記載しております。
3　1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株数）で除して算出しております。

＜ご参考＞　連結業績の推移

（単位：百万円）

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益	148,205	198,009	212,201	254,193
経常利益	38,047	34,893	35,217	63,838
親会社株主に帰属する当期純利益	26,667	24,135	37,071	47,982
純資産額	912,698	915,953	1,118,275	967,658
総資産	13,343,796	12,963,799	14,827,752	13,515,316

（注）1　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2　2023年度より金銭の信託運用益及び金銭の信託運用損を信託ごとに相殺する表示に変更しております。2022年度以前の経常収益にもこの変更を反映しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	3,301人
平均年齢	42年　9月
平均勤続年数	14年　11月
平均給与月額	404千円

（注）1　平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2　使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
3　平均給与月額は、賞与を除く３月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ．営業所数

	当　年　度　末
長　野　県	132店　うち出張所（　10　）
新　潟　県	4　（　—　）
東　京　都	6　（　—　）
埼　玉　県	5　（　—　）
群　馬　県	2　（　—　）
愛　知　県	1　（　—　）
岐　阜　県	1　（　—　）
大　阪　府	1　（　—　）
国　内　計	152　（　10　）
ア　ジ　ア	1　（　—　）
海　外　計	1　（　—　）
合　　計	153　（　10　）

（注）1　上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を2か所、店舗外現金自動設備を224か所、株式会社ローソン銀行との提携による店舗外現金自動設備を13,846か所（長野県内165か所、県外13,681か所）、株式会社セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を26,474か所（長野県内490か所、県外25,984か所）、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を11,460か所（長野県内139か所、県外11,321か所）それぞれ設置しております。また、店舗出店規制緩和を受け窓口営業を行わない法人取引専門営業所を1か所設置しております。

2　国内店のうち23店（うち出張所2店）はブランチ・イン・ブランチ方式（店舗内店舗方式）により他店舗内へ移転しており、店舗の拠点数としては129か所（長野県内112か所、県外17か所）となっております。

ロ．店舗の移転・統合

移転・統合年月	対象店舗	受入店舗
2024年4月	稲荷山支店	屋代支店
2024年4月	寿支店	村井支店
2024年5月	川口支店	大宮支店
2024年6月	惣社支店	松本駅前支店

※2024年5月、八十二銀行信州大学前支店を長野銀行松本北支店へ移転し共同店舗としました。

ハ．当年度新設営業所

営業所名	所在地
ローンプラザ安曇野（出張所）	長野県安曇野市豊科4845-1

（注）1　店舗外現金自動設備の新設（6か所）
稲荷山出張所、寿出張所、信州大学前出張所、惣社出張所、池田町役場出張所、ローンプラザ安曇野出張所

2　店舗外現金自動設備の廃止（4か所）
池田出張所、イトーヨーカドー南松本店出張所、井上デパート出張所、ながの東急ライフ出張所

ニ．銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所または事務所の所在地	銀行代理業務以外の主要業務
株式会社長野銀行	長野県松本市渚2丁目9番38号	預金・為替・融資業務の媒介
iBankマーケティング株式会社	福岡県福岡市中央区西中洲6番27号	情報処理・情報通信サービス業

ホ．銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
株式会社長野銀行

(5) 設備投資の状況

イ．設備投資の総額

（単位：百万円）

設備投資の総額	4,989

ロ．重要な設備の新設等

（単位：百万円）

内　　容	金　　額
事務機器、システム機器の導入・更改等	1,453
従業員アパートの移転建替	1,019
ソフトウェア	999
支店移転建替	619

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ．親会社の状況
当行は親会社を有しておりません。

ロ．子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社長野銀行	長野県松本市渚2丁目9番38号	銀行業	百万円 13,017	% 100.00	—
八十二証券株式会社	長野県長野市大字南長野字石堂南1277番地2	有価証券の売買 有価証券売買の媒介、取次および代理	3,000	100.00	—
八十二リース株式会社	長野県長野市大字中御所岡田218番地14	リース業務	200	100.00	—
株式会社ながぎんリース	長野県松本市大手2丁目2番16号	リース業務	34	75.42	—
株式会社八十二カード	長野県長野市大字中御所218番地11	クレジットカード業務	30	100.00	—
長野カード株式会社	長野県松本市大手2丁目2番16号	クレジットカード業務 信用保証業務	30	95.00	—
八十二信用保証株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地2	信用保証業務	30	100.00	—
八十二キャピタル株式会社	長野県長野市大字南長野南石堂町1282番地11	投資業務	200	10.00	—
八十二スタッフサービス株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地2	労働者の派遣業務 有料職業紹介業務 事務代行業務	20	100.00	—
やまびこ債権回収株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地2	債権管理回収業務	510	99.00	—
八十二オートリース株式会社	長野県長野市大字中御所岡田218番地14	リース業務	100	0.00	—
八十二アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋室町4丁目1番22号	投資運用業	200	100.00	—

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
八十二インベストメント株式会社	長野県長野市大字南長野南石堂町1282番地11	投資業務	30	100.00	—
八十二Link Nagano株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地8	地域商社事業 電力（発電）事業	100	100.00	—

ハ．重要な業務提携の概況

1. 地方銀行61行の提携（略称「ＡＣＳ」）により、ＡＴＭの相互利用による現金引出し等のサービスを提供しています。
2. 地方銀行61行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）及び労働金庫との提携（略称「ＭＩＣＳ」）により、ＡＴＭの相互利用による現金引出し等のサービスを提供しています。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行61行の共同出資会社、略称「ＣＮＳ」）との提携により、取引先企業との間の総合振込、口座振替、入出金取引明細等のデータ授受サービスを提供しています。
4. 株式会社イーネットと提携し、共同設置ＡＴＭによる現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しています。
5. 株式会社セブン銀行と提携し、セブン銀行のＡＴＭでの現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しています。
6. 株式会社ローソン銀行と提携し、ローソン銀行のＡＴＭでの現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しています。
7. 当行が開発した共同版システムを、じゅうだん会行（山形銀行、筑波銀行、武蔵野銀行、阿波銀行、宮崎銀行、琉球銀行）に提供しています。
8. 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、ＡＴＭの相互利用による現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しています。
9. 長野県内６信用金庫（アルプス中央信用金庫、飯田信用金庫、上田信用金庫、諏訪信用金庫、長野信用金庫、松本信用金庫）と提携（名称「ぐるっと信州ネット」）し、ＡＴＭの相互利用による現金引出し等を無料又は割引にて利用可能としています。
10. 長野銀行、東邦銀行、群馬銀行と提携し、ＡＴＭの相互利用による現金引出し等を無料又は割引にて利用可能としています。
11. 株式会社静岡銀行および株式会社山梨中央銀行と包括業務提携を締結し、「富士山・アルプス アライアンス」を発足しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
浅井 隆彦	取締役会長 会長執行役員 監査部担当	株式会社長野銀行 取締役	—
松下 正樹	取締役頭取（代表取締役） 頭取執行役員 秘書室 東京事務所担当	—	—
樋代 章平	取締役副頭取（代表取締役） 副頭取執行役員 リスク統括部 人事部担当	—	—
中村 誠	取締役常務執行役員 企画部 金融市場部 システム部担当	—	—
西澤 仁志	取締役	株式会社長野銀行 取締役頭取および 代表取締役	—
田下 佳代	取締役（社外役員）	—	弁護士
濱野 京	取締役（社外役員）	—	—
神澤 鋭二	取締役（社外役員）	キッセイコムテック 株式会社　代表取締役 会長　最高経営責任者 (CEO)	—
金井 孝行	取締役（社外役員）	—	—
峰村 千秀	常勤監査役	—	—
笠原 昭寛	常勤監査役	—	—
山沢 清人	監査役（社外役員）	—	—
田中 隆之	監査役（社外役員）	—	—
堀 浩	監査役（社外役員）	—	—

（注）1 社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2　当行は執行役員制度を採用しております。取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

氏　　名	地位及び担当	その他
髙野　健光	常務執行役員 融資部 業務統括部 総務部 事務センター担当	—
吉田　秀樹	常務執行役員 デジタルトランスフォーメーション部 営業企画部 営業渉外部 国際部担当	—
上村　勝也	常務執行役員 松本営業部長	—
北山　良一	常務執行役員 本店営業部長	—
伊藤　啓悟	常務執行役員 東京営業部長兼青山支店長	—
馬場　智義	執行役員 システム部長	—
堀内　厚志	執行役員 株式会社竹内製作所経営管理部長	—
増田　哲	執行役員 諏訪エリア諏訪支店長 兼上諏訪駅前支店長	—
河野　敦	執行役員 飯田エリア飯田支店長	—
出澤　英則	執行役員 伊那エリア伊那支店長	—
伊東　清美	執行役員 監査部長	—
赤羽　達也	執行役員 営業企画部長	—

氏　　名	地　位　及　び　担　当	その他
木　村　岳　彦	執　行　役　員 企　画　部　長	―
中　村　勝　哉	執　行　役　員 上　田　支　店　長	―
鹿　野　厚　至	執　行　役　員 融　資　部　長	―

(2) 会社役員に対する報酬等

イ．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、2021年２月19日開催の取締役会および2024年５月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について「選任・報酬委員会」へ諮問し、答申を受けております。「選任・報酬委員会」は、独立社外取締役を含む取締役３名以上により構成される取締役会の諮問機関であります。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、「選任・報酬委員会」からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は次のとおりであります。

１．基本方針

当行の取締役の報酬は、取締役が業績向上と企業価値向上への貢献意欲、ならびに株主重視の経営意識を高めて経営を行うためのインセンティブとなる体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各取締役が果たすべき職責やその成果等を踏まえ適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、確定金額報酬、業績連動型報酬および非金銭報酬により構成する。

なお、社外取締役については、その職務に鑑み、確定金額報酬のみを支払うこととする 。

２．確定金額報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

確定金額報酬は月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、当行業績や他社水準等を総合的に勘案して決定する。

３．業績連動型報酬に係る業績指標の内容およびその業績連動型報酬の額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動型報酬は、取締役の業績向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とした短期インセンティブとして位置付け、「親会社株主に帰属する当期純利益」（以下、「連結当期純利益」）を業績指標とし、各事業年度の連結当期純利益の額に応じて算出された額を毎年一定の時期に現金で支給する。

4．非金銭報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）
　非金銭報酬は、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有し、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的と位置付け、譲渡制限付株式報酬とする。各取締役に譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の額および割り当てる譲渡制限付株式の数は、株主総会で承認された上限金額および上限株式数の範囲内で役位別に定める基準、職責を考慮して算出し、取締役会の決議のうえ、毎年一定の時期に割り当てる。

5．確定金額報酬の額、業績連動型報酬の額、非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
　各取締役の種類別の報酬割合は、基本方針を踏まえ、役位に応じた適切な割合とする。取締役の個人別の報酬等の額の割合を決定する上で前提となる全体の種類別の報酬金額は以下のとおり。

種類別の報酬金額（2008年６月25日株主総会決議、2024年６月21日株主総会決議）

・取締役の報酬体系は確定金額報酬、業績連動型報酬、譲渡制限付株式報酬とし、以下のとおりとする。（ただし、使用人兼取締役の使用人分給与は含まない）
　ⅰ　確定金額報酬は月額25百万円以内とすること
　ⅱ　業績連動型報酬は連結当期純利益を基準として支給すること
　ⅲ　譲渡制限付株式報酬は年額100百万円以内（１年間の株数の上限：普通株式15万株以内）の範囲で割り当てること

・連結当期純利益による業績連動型報酬枠

連結当期純利益水準	報酬枠
～50億円以下	－
50億円超～100億円以下	２千万円
100億円超～150億円以下	３千万円
150億円超～200億円以下	４千万円
200億円超～250億円以下	５千万円
250億円超～300億円以下	６千万円
300億円超～350億円以下	７千万円
350億円超～400億円以下	８千万円
400億円超	９千万円

6．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
　個人別の報酬額等の内容の決定については取締役会決議に基づき取締役頭取がその具体

的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の確定金額報酬の額および業績連動型報酬の額ならびに譲渡制限付株式の割当数とする。なお、選任・報酬委員会は、取締役の報酬に関する事項について審議し、取締役会に対し助言・提言を行うものとし、取締役頭取は、その助言・提言を踏まえて各取締役の確定金額報酬の額および業績連動型報酬の額ならびに譲渡制限付株式の割当数を決定する。

ロ．取締役及び監査役の報酬等の総額等

（単位：百万円）

区　　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数（名）
		確定金額報酬	業績連動型報酬	非金銭報酬	
取　締　役 （うち社外取締役）	274 (23)	152 (23)	90 (—)	31 (—)	9 (4)
監　査　役 （うち社外監査役）	76 (17)	76 (17)	— (—)	— (—)	5 (3)
合　　計 （うち社外役員）	350 (40)	228 (40)	90 (—)	31 (—)	14 (7)

（注）1　業績連動型報酬にかかる業績指標は連結当期純利益であり、その実績は47,982百万円であります。当該指標を選択した理由は、一事業年度の最終成果であるからであります。当行の業績連動型報酬は、連結当期純利益の水準に応じて報酬枠を決定しております。

2　非金銭報酬の内容は株式報酬型ストックオプションおよび譲渡制限付株式報酬であります。株式報酬型ストックオプションは2024年6月21日開催の第141期定時株主総会において廃止いたしました。譲渡制限付株式報酬割当の際の条件等は「イ．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」のとおりであります。

3　取締役の確定金額報酬の額は、2008年６月25日開催の第125期定時株主総会において、月額25百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は９名です。

また、確定金額報酬とは別枠で、2024年６月21日開催の第141期定時株主総会において、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭債権は年額100百万円以内（１年間の株数の上限：普通株式15万株以内）の範囲で割り当てることと決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は５名で、そのうち業務執行取締役の４名に付与しました。

4　監査役の報酬につきましては、2008年6月25日開催の第125期定時株主総会において、確定金額報酬月額８百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は５名です。なお、当該報酬額の配分は監査役の協議に基づき決定しております。

5　取締役会は、各取締役の確定金額報酬の額および業績連動型報酬の額ならびに譲渡制限付株式の割当数の決定を、取締役頭取松下正樹（秘書室、東京事務所担当）に委任しております。委任した理由は、当行全体の業績を勘案しつつ各取締役の評価を行うには頭取が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に「選任・報酬委員会」がその妥当性について確認しております。

(3) 責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
田　下　佳　代	会社法第423条第１項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
濱　野　　京	
神　澤　鋭　二	
金　井　孝　行	
山　沢　清　人	
田　中　隆　之	
堀　　浩	

(4) 補償契約

イ．在任中の会社役員との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ．補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。

【被保険者の範囲】

当行取締役、監査役、執行役員

【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

① 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

② 填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および訴訟費用等について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

③ 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

神澤鋭二氏はキッセイコムテック株式会社の代表取締役を兼職しております。なお、当行とキッセイコムテック株式会社との間には預金、貸出金等の取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	主な活動状況
田　下　佳　代	8年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会14回中11回に出席し、主に弁護士としての専門的な見地から発言を行っております。また、選任・報酬委員会の委員長を務めており、取締役等の選任、報酬等に関する審議において、独立した立場から発言を行うなど、社外取締役としての期待役割を果たしております。
濱　野　　京	3年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、主にグローバル分野における専門的な見地から発言を行っております。また、選任・報酬委員会の委員を務めており、取締役等の選任、報酬等に関する審議において、独立した立場から発言を行うなど、社外取締役としての期待役割を果たしております。
神　澤　鋭　二	3年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、主にＤＸ分野における専門的な見地から発言を行っております。また、選任・報酬委員会の委員を務めており、取締役等の選任、報酬等に関する審議において、独立した立場から発言を行うなど、社外取締役としての期待役割を果たしております。
金　井　孝　行	2年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、主に企業経営・ガバナンス分野における専門的な見地から発言を行っております。また、選任・報酬委員会の委員を務めており、取締役等の選任、報酬等に関する審議において、独立した立場から発言を行うなど、社外取締役としての期待役割を果たしております。
山　沢　清　人	8年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会14回全て、および監査役会14回中13回に出席し、主に豊富な学識経験と組織運営に関する幅広い見識に基づいて発言を行っております。
田　中　隆　之	1年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会14回中13回、および監査役会14回中13回に出席し、主に金融分野・経済学における専門的な見地から発言を行っております。
堀　　浩	1年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会14回全て、および監査役会14回全てに出席し、主に企業経営に関する豊富な経験と金融分野における専門的な見地から発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	銀行からの報酬等（百万円）	銀行の親会社等からの報酬等（百万円）
報酬等の合計	7人	40（—）	—

（注）（ ）は確定金額報酬以外の金額について内書きしております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数　2,000,000千株
発行済株式の総数　493,767千株

（注） 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

30,442名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	65,599	14.21
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	30,929	6.70
日本生命保険相互会社	13,626	2.95
明治安田生命保険相互会社	13,603	2.94
昭和商事株式会社	11,920	2.58
清水建設株式会社	7,096	1.53
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	6,578	1.42
JP MORGAN CHASE BANK 385781	6,112	1.32
八十二銀行職員持株会	5,892	1.27
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	5,723	1.24

（注） 1　持株数等は千株未満を、持株比率は小数点第３位以下をそれぞれ切り捨てて表示しております。
2　持株比率は、持株数を発行済株式数（自己株式を除く）で除して算出しております。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。なお、交付した株式は全て譲渡制限付株式です。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数(株)	交付対象者数(人)
取締役（社外取締役を除く。）	30,614	4
取締役を兼務しない執行役員	58,240	15

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員　陸田　雅彦 指定有限責任社員　朽木　利宏 指定有限責任社員　石坂　武嗣	71百万円	―

（注）1　当行と会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。
2　会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
当行監査役会は、「監査役監査基準」等に基づき、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、報酬の妥当性について分析・検討した結果いずれも適切・相当であり、監査品質は維持できると考え、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3　当行、子会社および子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は147百万円です。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

イ．在任中の会計監査人との間の補償契約
該当事項はありません。

ロ．補償契約の履行等に関する事項
該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

イ．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。
また、監査役会は、その他の独立性や適格性を害する事由等により会計監査人を解任または不再任することが妥当であると判断した場合には、監査役会の決定に従い、会計監査人の解任または不再任を目的とする議案を株主総会に提出いたします。

ロ．会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実
該当事項はありません。

6 会計参与に関する事項

(1) 責任限定契約

該当事項はありません。

(2) 補償契約

イ. 在任中の会計参与との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

株主総会会場 ご案内図

日　時　2025年６月20日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

会　場　長野市大字中御所字岡田178番地８
当行本店３階　大会議室
☎ 026－227－1182（代表）

交通のご案内　JR長野駅善光寺口より 徒歩約10分

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。ご理解くださいますようお願い申しあげます。

八十二銀行

ミックス
紙｜責任ある森林管理を支えています
FSC® C022915
www.fsc.org

UD FONT
見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK
環境に配慮した植物油インキを使用しています。